

三重県企業庁第2次中期経営計画

(平成23年度～平成26年度)

(最終案)

平成23年3月
三重県企業庁

目 次

第1章 策定の趣旨	1
1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 第1次中期経営計画(平成19年度～平成22年度)の取組成果と課題	2
第3章 経営の状況	11
1 水道用水供給事業	11
2 工業用水道事業	15
3 電気事業	19
第4章 今後4年間の重点的な取組	24
1 計画的な施設改良の推進	24
2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組	25
3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組	25
4 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善	26
第5章 事業別の取組	27
1 水道用水供給事業	27
2 工業用水道事業	34
3 電気事業	41
第6章 環境への配慮と地域貢献活動(企業の社会的責任(CSR))の取組	50
1 環境に配慮した事業活動の取組	50
2 施設開放等による地域貢献活動の取組	51
第7章 経営基盤強化の取組	52
1 柔軟で効率的な組織体制の整備	52
2 技術継承と人材育成	55
3 危機管理体制強化の取組	57
4 ISO9001による品質向上への取組	58
5 広報活動方針	59
6 財務運営方針	60
7 適正な資産管理の取組	67
第8章 計画達成状況の公表・評価方法	68
1 成果指標の実績把握と公表	68
2 「三重県企業庁の経営に関する懇談会」の開催	68

第1章 策定の趣旨

1 目的

企業庁では、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」¹を具体化するため、平成19年11月に、10年間(平成19年度～平成28年度)の事業運営の理念や道筋を定めた「三重県企業庁長期経営ビジョン」(以下「長期経営ビジョン」という)を策定しました。

また同時に、その実行計画として、4年間(平成19年度～平成22年度)の具体的な経営改善などの取組を示した「三重県企業庁中期経営計画」(以下「第1次中期経営計画」という)を策定し、計画的な施設改良や市水道事業への一元化など「安全・安定」供給の取組を行いました。

「三重県企業庁第2次中期経営計画」(以下「第2次中期経営計画」という)は、平成23年度以降の長期経営ビジョンにおける経営目標²の達成に向けた具体的な取組を示し、効率的で透明性の高い企業経営を持続させることを目的としています。

2 計画の位置づけ

第2次中期経営計画は、第1次中期経営計画の検証を踏まえたうえで、長期経営ビジョンにおける4年間(平成23年度～平成26年度)の進捗管理を的確に行うための実行計画として位置づけます。

展開にあたっては、「三重県企業庁施設改良計画」(以下「施設改良計画」という)「三重県企業庁防災危機管理推進計画」(以下「防災危機管理推進計画」という)「三重県企業庁人材育成方針」など複数の個別計画などに示す取組と相互に関連させながら進めます。

3 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

< 参 考 >

- 1 「企業庁のあり方に関する基本的方向」については、参考資料P83を参照。
- 2 「長期経営ビジョン」における「経営目標」については、参考資料P69を参照。

第2章 第1次中期経営計画(平成19年度～平成22年度)の取組成果と課題

企業庁では、「将来に渡って持続可能な水と電気の『安全・安定』供給の実現をはかり、県民のくらしの安全・安心の確保と経済・産業の発展に寄与する」という使命を果たすため、平成19年度から平成22年度まで第1次中期経営計画に基づく取組を進めてきました。

経営方針に基づく各取組の主な成果と課題については次のとおりです。

主な取組成果と課題 - - - - -

1 計画的な施設改良の推進

耐震対策については、被災した場合、復旧に長時間を要する浄水場などの主要施設や水管橋を優先的に実施してきました。老朽劣化対策については、耐用年数が経過した電気・計装・機械設備を、劣化状況や交換部品の製造中止などを総合的に判断しながら、更新してきました。

今後は、第2次中期経営計画の期間内における工事対象を精査したうえで、引き続き、耐震化対策や老朽劣化対策を重点的に行う必要があります。また、水力発電事業の民間譲渡までに、譲渡課題であるPCB含有大型変圧器の取替などを計画的に実施していく必要があります。

2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

大地震などで水質検査機器が被災した場合などにおいても、速やかに水質管理が行えるよう、平成20年12月に、県内で水質の自己検査施設を持つ5市(津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市)と、「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結し、バックアップ体制を確立しました。

災害や危機発生時において応急対策や応援活動の効率的な推進をはかるため、危機管理マニュアルなどに基づいた研修・訓練を市町等と連携して行いました。

今後も、「安全・安定」供給を持続させるため、市町等と連携した研修・訓練などの取組を継続していく必要があります。

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

包括的な民間委託を進めるなかで、職員は実務に即した現場機器の取り扱い研修を行うなど現場の指導監督に適した能力の維持・向上に努めており、給水障害など大きなトラブルは発生していません。

今後も、包括的な民間委託の拡大により、職員が経験を積む機会が減少していくことから、業務にかかる知識やノウハウの継承のため、業務に沿った専門研修やOJTをより充実させ、職員の意識改革を一層進めるとともに、組織をあげて人材育成などに取り組む必要があります。

また、過去には発注済工事において大幅な設計変更を余儀なくされたこともあり、職員に対する現場力の向上に、引き続き取り組む必要があります。

4 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿って、4つの経営改善を行ってきました。

(1) 市水道事業への一元化¹

伊賀水道

伊賀水道用水供給事業の給水を開始する平成21年4月からの一元化を目途として、平成19年6月から伊賀水道連絡調整会議などにおいて環境森林部とともに伊賀市と協議を行いました。

市からは、浄水場などの安定運転を確実なものとするため、給水開始後1年間は企業庁の経営のもとで維持管理業務を受託したいとの意向が示されました。このため、水道法第24条の3の規定に基づく第三者委託制度により、平成21年4月から1年間、同用水供給事業の維持管理業務全般を市に委託したうえで、平成22年4月から一元化することについて、市と基本合意(平成20年11月4日付け)を締結しました。

このことから、計画より1年遅れで、一元化を実施しました。

志摩水道

平成19年6月から志摩水道連絡調整会議などにおいて、環境森林部とともに志摩市と協議を行い、当初は礪部浄水場の中央監視制御設備の更新終了に合わせた平成22年度から一元化することとし、市と基本合意(平成21年3月30日付け)を締結しました。

その後、市からは、ダム管理などの経験がなく市職員の技術レベルの更なる向上に努めたいなどの要望が出されました。このため、平成22年4月から1年間、市職員を受け入れ、技術継承などを進めたうえで、平成23年4月から一元化することなどについて、市と基本合意の変更(平成22年3月29日付け)を締結しました。

このことから、計画より1年遅れで、一元化を実施する予定です。

なお、一元化後は、県から市に対し3年間、5名程度の職員を派遣し、浄水場の運転管理業務の監督やダムを含む施設の維持管理について、OJTにより、市職員への技術継承を行う必要があります。

(2) 技術管理業務の包括的な民間委託

平成19年6月から企業庁経営改善プロジェクト包括委託部会などにおいて検討し、現行の運転監視業務委託契約の更新時期に合わせて平成21年4月から全ての工業用水道の浄水場などにおける運転管理や点検業務などの技術管理業務を包括して民間委託しました。

委託開始後も、企業庁において業務体制を強化するとともに、受託事業者との十分な連携を行うことで給水障害など大きなトラブルも発生しておらず、安全性は引き続き確保されています。

< 参 考 >

1 市町村合併により1市供給となった地域(伊賀市、志摩市)において、水道用水供給事業を市に譲渡することで、「水源から家庭の蛇口まで」一体となった水質管理と効率的な経営が行えます。

一方、浄水処理に直接関連のない業務についても委託業務範囲に含めて一括して発注しているため、委託業務が多業種にわたり、結果として受託事業者が外部に再委託するため、「効率性」の向上に繋がっていないなどの課題があります。

この点については、引き続き委託状況の検証を行い、今後の目標としている水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託に向けて生かしていく必要があります。

(3) 水力発電事業の民間譲渡

平成19年10月から政策部や譲渡先である中部電力(株)とともに「総合調整」、「設備」、「用地」の3つの部会を設置し、部会ごとに譲渡・譲受にあたっての課題整理・確認を行い、平成21年3月に「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を締結しました。

その後、この確認書において双方が合意した内容や今後の対応方針に沿って、地域貢献や設備・用地などの課題解決に向けて取り組んできました。譲渡目標時期については、運転監視システムを整備するために、平成21年度末の譲渡を変更し、平成24年度末から平成26年度末にかけて10箇所の発電所を3グループに分け段階的に譲渡することとして協議を進めるとともに、譲渡価格や譲渡範囲についても合意に向けた方向性を整理しました。これらの協議経過を踏まえ、平成23年3月に譲渡・譲受にかかる方向性を確認書として締結することとしました。

今後は確認書に基づき、PCB含有大型変圧器の取替などの設備改修を計画的に実施するとともに、未登記土地の解決など用地・権利の整理を行うなど、譲渡までに県が実施することとしている課題の解決をはかり、平成24年度末から平成26年度末の段階的な譲渡を円滑に進める必要があります。

(4) RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業が譲渡された場合、附帯事業であるRDF焼却・発電事業について、企業庁で実施する位置付けがなくなることから、環境森林部等と協議を進めていきました。しかし、水力発電事業の譲渡を平成24年度末から平成26年度末にかけて段階的に譲渡することとして協議を進めることとしたことから、水力発電事業の譲渡が完了する平成26年度まで、引き続き、附帯事業として運営することとしました。

なお、水力発電事業の譲渡以降も平成28年度までは、引き続き、企業庁が事業を運営することとしていますが、経営上の収入により事業の経費を賄うなど公営企業として成り立つ仕組みなど様々な課題について関係部局と連携し検討する必要があります。また、平成29年度以降のあり方については、一定の方向性を得るよう関係市町と協議を行っているところです。

5 建設・拡張事業等の推進

(1) 建設・拡張事業の的確な推進

伊賀水道用水供給事業では、平成21年4月の給水開始に向けて、計画通り浄水施設及び導・送水管の布設工事を行いました。

北中勢水道用水供給事業では、受水市町における給水計画の見直しに合わせ、平成20年度に計画規模を343,900m³/日から289,516m³/日に縮小しました。そのうえで、北勢系・長良川水系については、平成21年7月に亀山市区域へ一部給水を開始しており、平成23年4月の全部給水に向けて、送水管の布設工事などを行いました。

今後は、大台町への新規給水など受水市町からの新たな要望や、北中勢水道用水供給事業・長良川水系の一部未整備施設の建設課題に対する確に対応していく必要があります。

(2) 未利用水等への対応

工業用水について、県や市町の企業誘致部局などと連携し、受水を希望する企業への対応を行った結果、平成19年度から平成22年度の4年間で、24社の新規又は増量の給水を行いました。

また、3年に1度地下水を使用する企業や当庁の配水管路付近で工業用水を使用していない企業に対してアンケート調査を行い、受水見込みのある企業に対して営業活動を行いました。

南伊勢工業用水道事業については、事業化してから既に40年が経過し、具体的な需要の発生の見込みもなく、今後も事業を継続していくことは費用面を含めて問題があったため、平成21年度末に事業廃止しました。

また、将来需要への貴重な水資源として確保されている未利用水を利用促進させるため、水資源関係の部局が一体となって、有効利用対策を継続させる必要があります。

(3) 効率的な事業執行

他工事との同時施工や他事業の施設活用を行うなど効率的な事業執行に取り組んできており、これらの取組の実施についてはほぼ定着してきました。

今後は平成22年3月に県が策定した「公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画(平成22年度～平成26年度)¹」に基づき、コスト縮減のみを重視する取組から、コストと品質との両面を重視する取組へ転換する必要があります。

(4) 安全・安定運転の取組

水力発電事業については、点検業務の委託など安全なダム運用や効率的な発電運用に取り組むことにより、順調に稼働しています。

RDF焼却・発電事業については、各運転管理業務の受託事業者と緊密な連携のもと一体となって発電所の管理に努めており、「安全・安定」供給を継続しています。なお、隣接する桑名広域清掃事業組合とは平成21年12月に「災害時相互応援に関する協定書」を締結し、災害時に互いに協力して応急対策を行うこととしました。

< 参 考 >

1 公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画(平成22年度～平成26年度)

公共事業の品質に配慮しつつ、コスト構造改善を加えた施策を総合的に推進するため、ライフサイクルコストの改善などの取組を定めたもの

6 環境・地域への貢献

(1) 環境に配慮した事業活動の取組

企業庁地球温暖化対策率先実行計画(平成18年度～平成22年度)¹に基づき、平成21年度末までに太陽光発電設備などを整備しており、平成22年度末までに小水力発電設備を整備します。一方、年間電力削減量については、ベースとなる給水量の実績が当初の想定(平成15年度実績)より増加していることから、目標を少し下回る見込みです。

今後は、県が新たに定める地球温暖化対策実行計画の動向などを踏まえながら対応していく必要があります。

また、浄水場で発生する汚泥については100%の有効活用を行っており、今後も継続していく必要があります。

(2) 施設開放等による地域貢献活動の取組

ダム湖などの施設開放や地域との交流、森林環境創造事業などの地域貢献活動を行うことで、地域住民の方々に水環境への関心を高めてもらっており、今後も継続させる必要があります。

7 経営基盤の強化

(1) 柔軟で効率的な組織体制の強化

企業庁の実施する事業の変化を見据え、毎年度、組織体制の見直しを柔軟に行っています。特に市水道事業への一元化に伴い、平成21年度末で伊賀水道建設事務所を廃止しており、平成22年度末で志摩水道事務所を廃止します。

組織の縮小・廃止などに伴う定数の削減、事務の効率化による定数の削減を行うとともに、計画的な施設改良の推進などに必要な職員を柔軟に配置することにより、適正な人員の配置を行いました。

今後も技術管理業務の包括的な民間委託の拡大や水力発電事業の民間譲渡など、取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的・効果的なものにする必要があります。

(2) 技術継承と人材育成

知識や経験が豊富な職員を講師とした、より実践的な専門研修を開催し、職員間で他所属の抱える課題などを共有するとともに、企業庁の業務全般に対する知識を深めてきています。その結果、各職場でOJTを実践できる人材を育成することができました。

今後も、職員のニーズを反映した研修を実施し、技術継承が、より効果的に行われるよう取り組んでいく必要があります。

< 参 考 >

1 企業庁地球温暖化対策率先実行計画(平成18年度～平成22年度)

三重県地球温暖化率先実行計画の中で定められたCO2削減目標を達成するため、使用電力量の削減などの取組を定めたもの

(3) 危機管理体制強化の取組

危機管理マニュアルや企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施し、職員の危機管理意識や能力の向上をはかりました。OBボランティア、市町、業界団体と連携した訓練を実施し、災害時における実践力の向上をはかりました。新型インフルエンザ対策マニュアルを策定し、流行時にはマニュアルを活用した対応を行いました。

今後も、災害や危機発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、継続させる必要があります。

(4) ISO9001品質向上の取組

ISO9001を活用した業務の継続的な改善により、顧客満足の上など品質向上に取り組んでおり、外部審査では品質マネジメントシステムが有効かつ適切に運用されているとの評価を得ました。

安全・安心な製品を安定供給できる体制を構築していくため、今後も継続させる必要があります。

(5) 広報活動方針

広報活動方針に基づき、ホームページなどを通して、事業内容や経営の情報をわかりやすく提供するとともに、地域広報活動の一環として、地域住民や小学生の社会見学に浄水場を公開してきました。また、平成19年度からボトルウォーターの製作や浄水場施設の同時公開を行っており、アンケート結果によれば「水道水が作られる仕組みがよくわかり、水の大切さを再認識しました」などの評価をいただきました。

これらの取組について、今後も、水環境への関心を高めてもらうため、継続させる必要があります。

(6) 財務運営方針

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、地方公営企業においても「資金不足比率」の公表が義務付けられるなど、財政状況をより明確に示すことが求められています。

企業庁では、資金不足比率は発生しておりませんが、健全経営の取組として高金利企業債や水資源機構割賦負担金の借換、及び内部留保資金を活用した繰上償還を行うとともに、新規企業債の発行抑制に努め自己資本の充実をはかりました。また、同時に支払利息の軽減により費用の削減がはかられたことから、将来の経営状況を見通したうえで、水道及び工業用水道の料金を引き下げました。今後も健全経営の取組を継続させる必要があります。

【利息負担軽減額(実績)】

(単位:百万円)

事業区分	平成19年度～平成22年度の取組内容	借換、繰上償還額	利息負担軽減額	左記のうちH19～H22の軽減額
水道事業	高金利企業債の借換、繰上償還	12,232	2,579	1,107
	水機構負担金の借換、繰上償還	2,613	575	236
工業用水道事業	高金利企業債の借換、繰上償還	1,144	222	19
	水機構負担金の借換、繰上償還	3,760	947	387
計		19,749	4,323	1,749

(7) 適正な資産管理の取組

効率性の高い資金運用に努めるとともに、未利用資産の計画的な処分に取り組んでおり、市水道事業への一元化では、伊賀市へ資産を円滑に譲渡しました。また、アスベスト対策について、平成22年度で、現在の規制対象のものを、全て除去しました。

水力発電事業の民間譲渡では譲渡対象外の見込みとなる資産も多く、今後も計画的に取り組む必要があります。

8 計画達成状況の公表・評価方法

成果指標及び財務指標については、毎年計画の進捗状況を検証し、ホームページなどで県民等に公表しました。

また、ユーザーや有識者などを構成員とした「企業庁の経営に関する懇談会」を年1回開催し、経営の状況についての意見交換を行い、経営の効率化に関することなど、専門的な立場から、様々な意見をいただきました。

今後も県民等に対し、経営に関する情報などを公表していくとともに、幅広い意見を取り入れ、経営の検討に生かしていく取組を継続させる必要があります。

成果指標における実績 - - - - -

(次頁の成果指標一覧にかかる実績の主な総括)

成果指標については、施設の耐震化率や1m³あたりの水道水をつくるために要する費用など各事業の経営改善の状況を判断するのに重要と考えられる項目を設定し検証を行いました。

その結果、工業用水道事業における耐震化の遅れに課題があるものの、伊賀市水道事業への一元化や水力発電事業の譲渡・譲受にかかる方向性を確認するなど、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿った経営改善を進めており、計画期間全体を通しては概ね目標を上回る結果が得られました。

また、事業別における主な実績については、次のとおりです。

- ・ 水道用水供給事業について、平成20年度までは全ての目標を達成してきましたが、平成21年度は、伊賀市や亀山市向けに新たに整備した施設の費用などから、給水原価について目標を少し下回りました。
- ・ 工業用水道事業について、河川内工事であることから様々な要因で水管橋の耐震化が遅れています。また、平成20年度以降、景気が落ち込み、使用水量が減少したことなどに伴い、給水原価について目標を少し下回りました。
- ・ 水力発電事業について、降雨状況などの外的要因で年間の達成状況が異なります。平成20年度を除いて溢水電力量は目標を下回りました。
- ・ RDF焼却・発電事業では、市町のRDF製造施設との協調のもと、日常的なRDFの品質管理や搬入量の調整により、計画期間全体を通して外部処理委託量は発生していません。また、RDF搬入量が減少傾向にあることから、年間の供給電力量が減少してきています。

第1次中期経営計画における成果指標

事業区分	経営目標	指標(単位)	主な成果(目的)	H18末	H19	H20	H21	H22	
水道	全体	①安心して飲む水が安定供給されていると感じる県民の割合(%)	日常生活に欠かせない飲料水が安心して飲み、安定的に供給されていることに対する満足度(一万人アンケート)	57.1	58.0 62.6	59.0 64.0	59.5 67.2	60.0 (6月に公表予定)	
	計画的な施設改良の推進	②施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、水道水が安定的に供給できる状態になっていること	93.0	93.8 93.8	94.6 95.3	96.1 96.9	96.9 98.4	
	市町、民間事業者と連携した水質管理強化の推進	③水質基準適合率(%)	水質基準に適合している割合100%は、水道水が安全であること	100	100 100	100 100	100 100	100 100	
	市水道事業への一元化の推進	・市水道事業への一元化(年度)	より効果的な事業運営	-	- -	- -	- -	- -	・伊賀市水道事業への一元化※ 4月に実施済
	・包括的な民間委託の推進 ・建設・拡張事業の推進 ・効率的な事業執行	④給水障害発生件数(件)	水が安全で安定的に供給されていること	1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0
		⑤給水原価(円/m ³ :税抜)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	128.1	124.9 122.6	121.7 120.7	118.5 120.5	115.4 112.0	
⑥年間給水量(百万m ³)		水が安定的に供給されていること	78	78 81	78 78	78 84	81 81		
工水	計画的な施設改良の推進	⑦水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態になっていること	66.2	68.9 66.2	71.6 67.6	81.1 70.3	89.1 73.0	
	・包括的な民間委託の推進 ・効率的な事業執行	⑧給水障害発生件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0 1	0 0	0 0	0 0	
		⑨給水原価(円/m ³)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	25.5	25.3 24.0	24.6 24.2	24.0 24.4	23.4 24.4	
		⑩年間使用水量(百万m ³)	工業用水が安定的に供給されていること	222	222 225	222 225	222 221	222 218	
	・ユーザーとの協働 ・未利用水等への対応	⑪新規・増量契約件数(件)	新規需要に迅速、的確に対応していること	6	5 5	5 9	5 3	5 7	
電気	事業の民間譲渡への取組	水力発電事業譲渡(年度)	目標年度までの円滑な譲渡	-	- -	- -	- -	基本的な事項の合意※ 確認書を締結予定	
		・安全・安定運転の取組	⑫年間溢水電力量(千kWh)	9,699	6,000 以下 7,085	6,000 以下 3,654	6,000 以下 14,800	6,000 以下 6,955	
	・計画的な施設改良(改修)の推進	⑬供給電力量(千kWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	281,604	289,048 211,203	299,952 321,656	295,190 289,850	296,623 313,491	
		⑭発電によるCO2削減量(千トン-CO2)	地球温暖化防止への貢献度を示す	156	160 117	166 179	164 161	165 229	
		事業の新たな運営主体への移管	RDF焼却・発電事業移管(年度)	目標年度までの円滑な移管	-	- -	- -	- -	-※
	RDF	安全・安定運転の取組	⑮RDF外部処理委託量(t)	発電所の安定稼働	659	0 0	0 0	0 0	0 0
			⑯供給電力量(千kWh)	電力が安全・安定供給されていること(廃棄物エネルギーの有効活用)	52,373	51,315 54,768	52,025 49,688	52,728 46,601	52,543 48,565
⑰発電によるCO2削減量(千トン-CO2)			地球温暖化防止への貢献度を示す	29	28 30	29 28	29 28	29 18	

○ 上段は中期経営計画(平成19年11月策定、平成21年3月及び平成22年3月の一部改定)の目標値、下段は実績。
 なお、※印については、平成22年3月の一部改定による目標値。

まとめ - - - - -

第1次中期経営計画の実施期間では、知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿って、市水道事業への一元化などの経営改善に取り組むとともに計画的な施設改良や市町と連携した水質管理の強化をはかることなどを重点的な取組とし、「安全・安定」供給に努めてきました。

経営状況に関しては、効率的な事業経営に取り組むため、各事業において計画的で統一的な財務運営を行っています(主な状況についてはア、イ、ウ)。

ア 水道事業及び工業用水道事業では、公的資金補償金免除繰上償還制度などを活用して、長期債務の繰上償還を実施し、支払利息の軽減がはかられたことなどから、費用が減少し計画を上回る純利益を確保しています。また、的確な需要予測や経費削減を行うことで、平成22年1月から北伊勢工業用水道の料金を、平成22年4月から水道料金を、それぞれ引き下げました。なお、平成22年度は水道事業において伊賀市水道事業への一元化に伴い、収益的収支で純損失が発生する見込みです。

イ 水力発電事業では、平成16年の台風21号で被災した発電所の運転を、平成20年度に再開したことなどから収支は改善しています。なお、平成22年度は、設備改修費用などが嵩んでいますが、純利益を確保できる見込みです。

ウ RDF焼却・発電事業では毎年度純損失が発生しておりますが、平成20年11月のRDF運営協議会理事会及び総会において、平成20年度から平成28年度までの収支の不足見込み額については県と市町で半分ずつ負担することとし、平成28年度で収支が均衡するよう平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることとしました。

「成果指標」における実績については、気象状況や社会動向などの外的要因による影響などから達成状況にばらつきがありますが、「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿った経営改善を進めており、計画期間全体を通しては概ね目標を上回る結果が得られました。

全体を総括すると、相手方との交渉のなかで目標時期が延伸するなど変更が生じたこともありますが、長期経営ビジョンの経営理念¹に基づき、「将来に渡って持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現する」ための具体的な取組を進めることができました。

第2次中期経営計画の実施期間においても引き続き、「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善や計画的な施設改良の推進等、長期経営ビジョンにおける重点的な取組としている経営目標の達成に向け、的確な進捗管理を行い、経営改善の取組を着実に進めていく必要があります。

< 参 考 >

1 経営理念

『企業庁は確かな技術とチャレンジ精神で、三重の活力と安心に貢献する公営企業をめざします。』

「安全・安心・安定」供給を次世代につなげます。

技術力で県民の皆さんと確かなパートナーシップを築きます。

常に上のステージをめざし、自ら変革を続けます。』

第3章 経営の状況

1 水道用水供給事業

(1) 事業の概要

現在、給水を実施している営業事業は、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業で、県内29市町のうち17市町に水道用水を供給しています。

給水能力は6浄水場で日量45万4,066m³となっており、平成22年度の給水量は8,115万7千m³の見込みで、17受水市町の水道使用量の約37%、県全体の水道使用量の約29% (平成20年度)に相当しています。

営業事業

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	給水対象市町	管路延長 (km)	
北中勢水道用水供給事業	北勢系	木曾川総合用水(岩屋ダム)	播磨	80,300	桑名市、四日市市、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町	164.3
		三重用水	水沢	51,000	四日市市、鈴鹿市、菟野町	
		長良川(長良川河口堰)	播磨	13,400	桑名市、四日市市、木曾岬町、朝日町、川越町、亀山市	
	中勢系	雲出川(君ヶ野ダム)	高野	81,416	津市、松阪市	135.3
長良川(長良川河口堰)	大里	58,800	津市、松阪市			
南勢志摩水道用水供給事業	志摩系	磯部川(神路ダム、恵利原ダム)、櫛田川(蓮ダム)	磯部 多気	31,000 10,000	志摩市	95.2
	南勢系	櫛田川(蓮ダム)	多気	128,150	松阪市、伊勢市、鳥羽市、明町、度会町、玉城町、多気町	99.6
計		6ヶ所	454,066	計 17市町	494.4	

平成23年度から志摩水道の一元化に伴い、磯部浄水場からの供給分(31,000m³/日)について皆減します。

建設関係

事業名	水源	計画目標年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始年月日	工期	事業費 (百万円)
北中勢水道用水供給事業(北勢系第2次拡張事業)長良川水系	長良川(長良川河口堰)	H30	桑名市 1,100 朝日町 1,000 四日市市 2,200 川越町 1,400 鈴鹿市 2,200 菟野町 700 亀山市 7,400 木曾岬町 2,000 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1	H10 ~H22	16,890
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川(蓮ダム)	H32	大台町 1,700	1,700	H27.4.1 (予定)	H23 ~H26 (予定)	
計				19,700			

計画目標年度は、事業認可計画時において施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度です。

③ 確保水源^{※1}

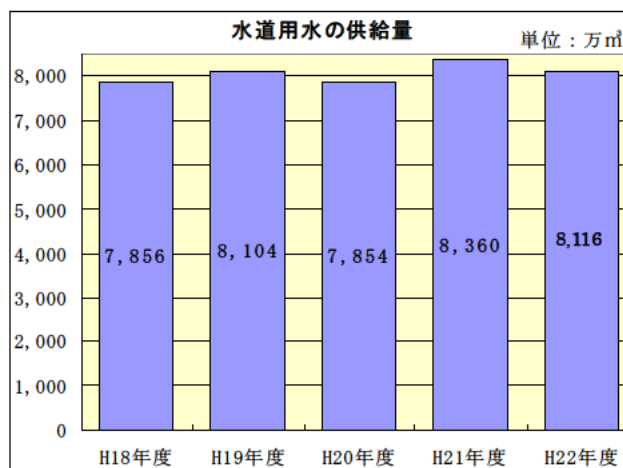
水 源	計画給水量 (m ³ /日)	工 期	事 業 費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151, 200	昭和43～ 平成6年度	78. 2億円 (長良川河口堰)	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	22, 550	昭和46～ 平成3年度	39. 1億円 (蓮ダム)	水源施設は完了 (国土交通省管理)
計	173, 750		117. 3億円	

(2) 経営の状況

① 給水量の状況

過去5年間の給水実績は横ばいですが、平成21年度は伊賀市及び亀山市への給水を開始したため、給水量が増加しました。

平成22年度は、伊賀市水道事業への一元化を行ったことから給水量は減少しています。また平成23年4月には北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)の全部給水や、志摩市水道事業への一元化を実施する予定です。



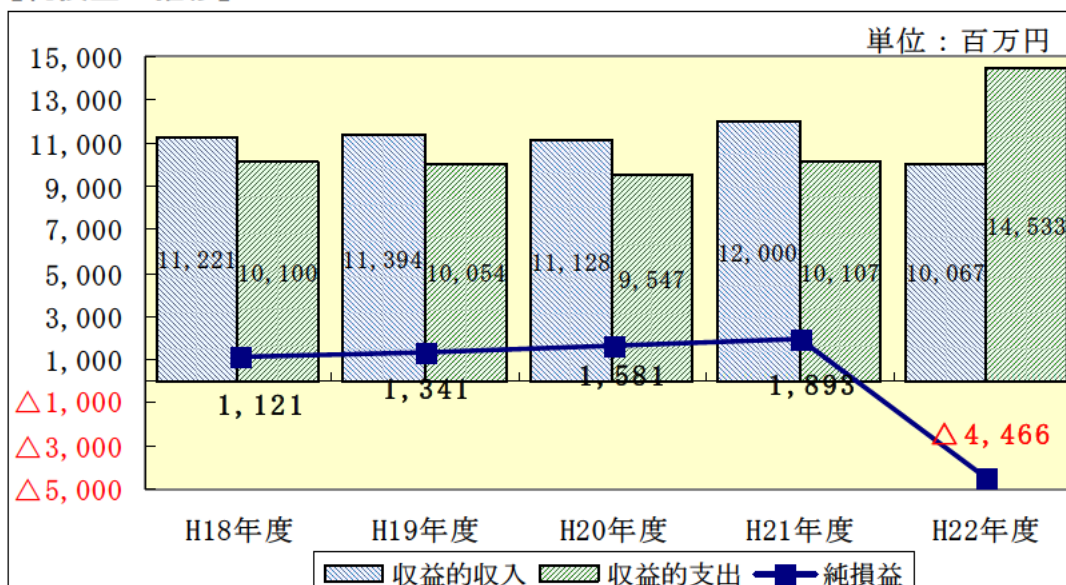
② 収支の状況

平成22年度の収入については、水道料金の改定により給水収益が減少するため、約101億円となる見込みです。

費用については、伊賀市水道事業への一元化に伴い、伊賀市へ資産を譲渡したことにより特別損失約54億円を計上するため、約145億円となる見込みです。

こうしたことから、平成22年度の純損失は、約45億円となる見込みです。

【純損益の推移】



③ 施設の整備状況

建設事業としては、伊賀水道用水供給事業は、浄水施設及び導・送水管などの工事を行い、平成21年4月に給水を開始しました。平成22年4月からは、伊賀市水道事業に一元化を実施しました。

また北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川系)は平成23年4月の全部給水開始に向けて送水管などの工事を行っており、計画通り給水を開始する予定です。

既存施設の改良工事としては、水管橋^{※2}落橋防止などの耐震化対策や耐用年数の経過した施設の更新・改良などを計画的に実施しています。

④ 資産と負債の状況

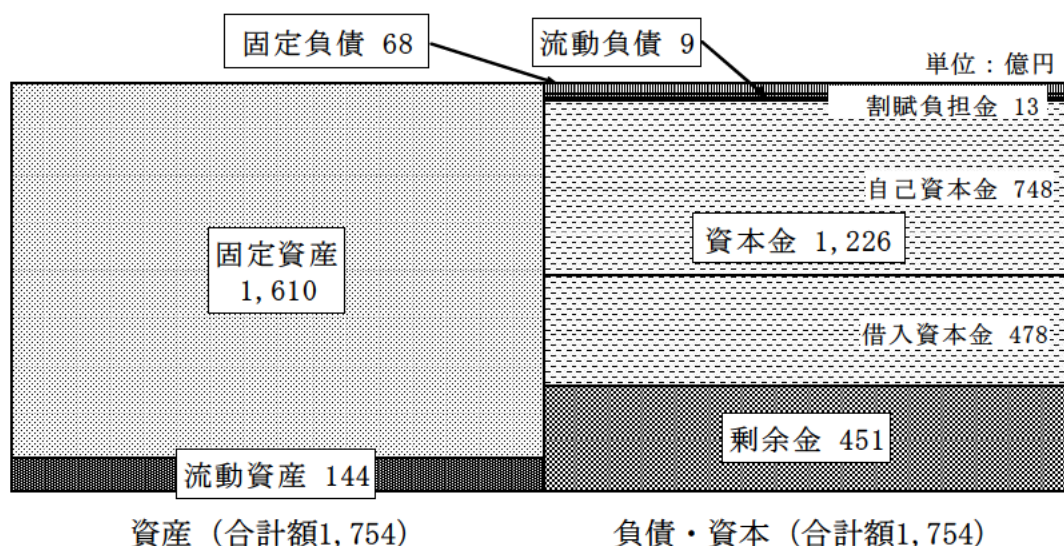
平成22年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約1,610億円と現金預金などの流動資産約144億円を合わせ約1,754億円となる見込みです。

負債は、水資源機構からの借入金などの固定負債約68億円と未払金などの流動負債約9億円とを合わせ約77億円となっています。

また、資本金には自己資本金と借入資本金があり、借入資本金として建設改良のために借り入れた企業債残高が約478億円あります。このうち、約5億円が5%以上の高金利の債務となっています。

剰余金は約451億円ですが、これは国庫補助金などの資本剰余金約463億円と欠損金約12億円の合計です。

【資産と負債の状況】



<参考>

※1 確保水源

将来の水需要等に対応するため、県が確保している水源

※2 水管橋

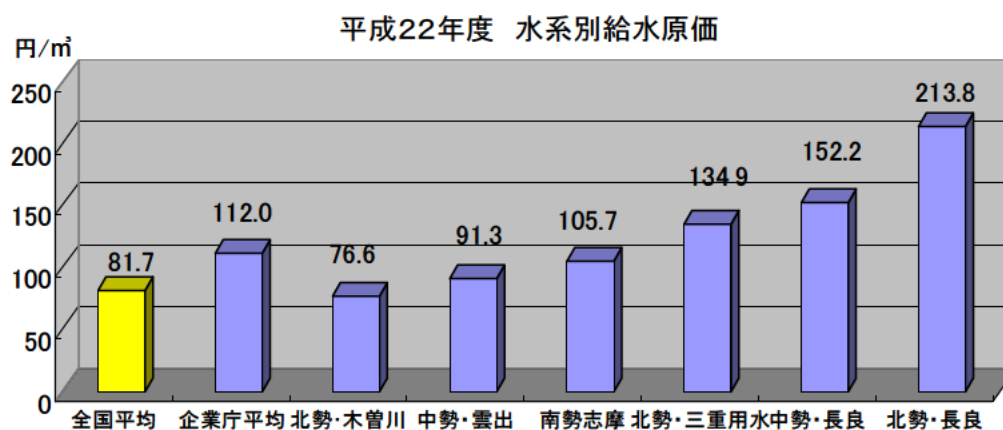
河川、道路及び鉄道などを横断する水道管の橋

(3) 経営にあたっての留意点

<経営の効率化>

- ① 事業全体として、他県に比べ水源が遠く、用水供給地域が広範囲にわたっているなどの地形的な問題や、建設時期などにより施設整備費が割高となっていることから、給水原価^{※1}が高い状況となっています。

水系別の給水原価については、北勢・木曾川水系を除く他の水系で全国平均(81.7円/m³:平成20年度)を上回っています。



- ② 重要なライフラインである水道施設は、大規模地震発生時に備えて計画的に施設の耐震化などを進めていく必要があります。
- ③ これらのことから、経済的な工法の積極的採用などのハード面及び水資源機構割賦負担金の繰上償還や高金利企業債の借り換えなどのソフト面から、更なる費用の削減をはかることが求められています。

<参 考>

※1 給水原価

水道水 1 m³をつくるために要する費用

(経常費用－受託工事費－材料・不用品売却原価) (円) / 有収水量^{※2} (m³)

※2 有収水量

料金徴収の対象となる水量

有収水量 = 基本水量 - 超過水量 - 減免水量

2 工業用水道事業

(1) 事業の概要

工業用水道事業は、昭和31年に四日市工業用水道(昭和36年県土木部から北伊勢工業用水道として引き継ぐ)の給水を開始して以来、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、県域全体では最大給水能力日量91万1,500³m³となっており、平成22年度の実給水量¹は1億7,325万4千³m³の見込みで、県内の97社108工場に工業用水を給水しており、県全体の工業用水需要量に対しては60%(平成20年度)に相当しています。

また、将来の水需要に備えて三重用水、長良川河口堰に水源を確保しています。

営業事業

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 ² (m ³ /日)	給水区域	給水工場数	管路延長 (km)
北伊勢工業用水道事業	長良川	沢地	250,000	733,340	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、朝日町、川越町	75社84工場	297.0
	員弁川	伊坂	180,000				
	木曾川総合用水 (岩屋ダム)	山村	(560,000) 400,000				
多度工業用水道事業	三重用水	多度	10,000	10,000	桑名市	1社1工場	0.3
中伊勢工業用水道事業	雲出川 (君ヶ野ダム)		(50,000) 33,000	17,670	津市	14社16工場	38.9
松阪工業用水道事業	櫛田川		38,500	38,500	松阪市	7社7工場	15.3
計		4ヶ所	(1,088,500) 911,500	799,510		97社108工場	351.5

(注)給水能力の()は全体計画量を示します。

確保水源

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ~ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源確保は完了 (水資源継構管理)
長良川河口堰 関連工業用水 道事業(仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ~ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源確保は完了 (水資源継構管理)
計			519,800			

(注)計画給水量については、事業予定計画水量

< 参 考 >

1 実給水量

実際に1年間にユーザーへ給水した水量

2 契約水量(基本使用水量)

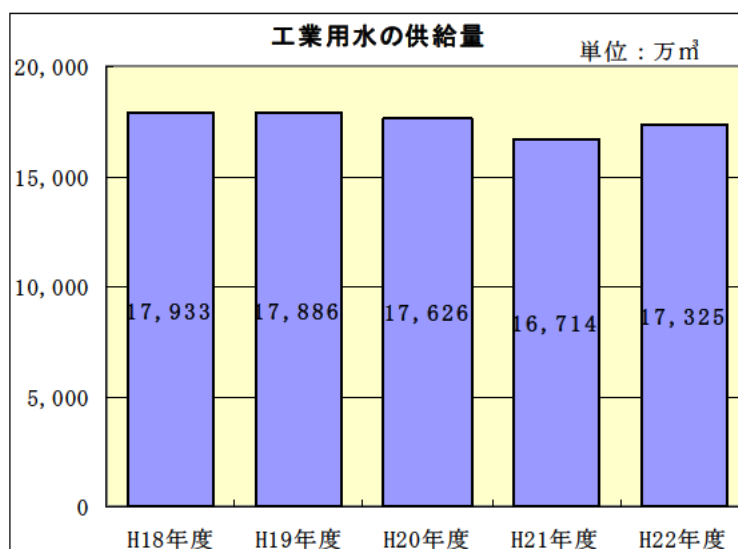
一日の各時間において使用する水量の最大量に24を乗じて得た一日当たり水量を一年間分積み上げた水量

(2) 経営の状況

① 給水量の状況

工場の新設・増設に伴う水需要の増加がある一方で、工場の撤退に伴う工業用水の使用廃止により、過去5年間の実給水量は概ね横ばいないし微減傾向にあります。

また、現在、約11万 m^3 /日の未売水を抱えています。



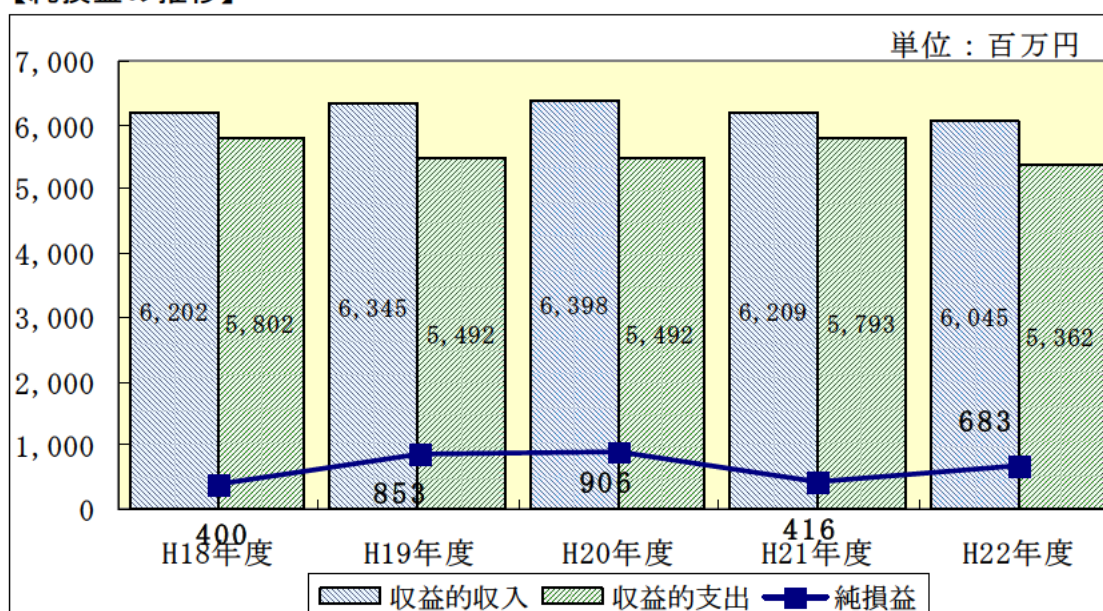
② 収支の状況

平成22年度の収入については、平成22年1月より北伊勢工業用水道の料金を1.0円/ m^3 引き下げたことなどにより営業収益が減少するため、約60億円に減少する見込みです。

費用については、平成21年度に計上した南伊勢工業用水道の廃止に伴う特別損失約4億円が減少するため、約54億円となる見込みです。

こうしたことから平成22年度の純利益は、約7億円となる見込みです。

【純損益の推移】



③ 施設の整備状況

ユーザー企業からの新たな需要に対応するため、配水管布設工事などを行い、平成19年度から平成22年度の4年間で、24社の新規又は増量の給水を行いました。

また、水管橋落橋防止などの耐震化対策や耐用年数の経過した施設の更新・改良などを計画的に実施しています。

特に、膨大な施設を抱える北伊勢工業用水道では、幹線部分の配水管更生工事などを計画的に実施しています。

④ 資産と負債の状況

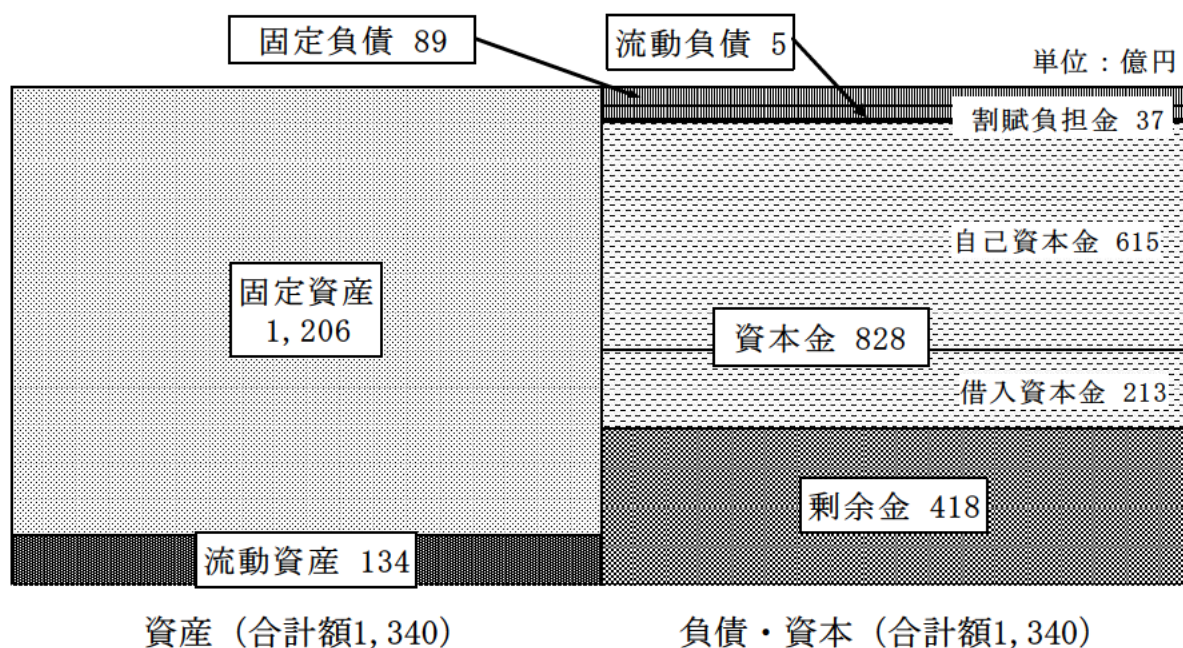
平成22年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約1,206億円と現金預金などの流動資産約134億円を合わせ約1,340億円となる見込みです。

負債は、水資源機構からの借入金などの固定負債約89億円と未払金などの流動負債約5億円とを合わせ約94億円となっています。

また、資本金には自己資本金と借入資本金があり、借入資本金として建設改良のために借り入れた企業債残高が約213億円あります。このうち、約11億円が5%以上の高金利の債務となっています。

剰余金は約418億円ですが、これは国庫補助金などの資本剰余金約411億円と利益剰余金約7億円の合計です。

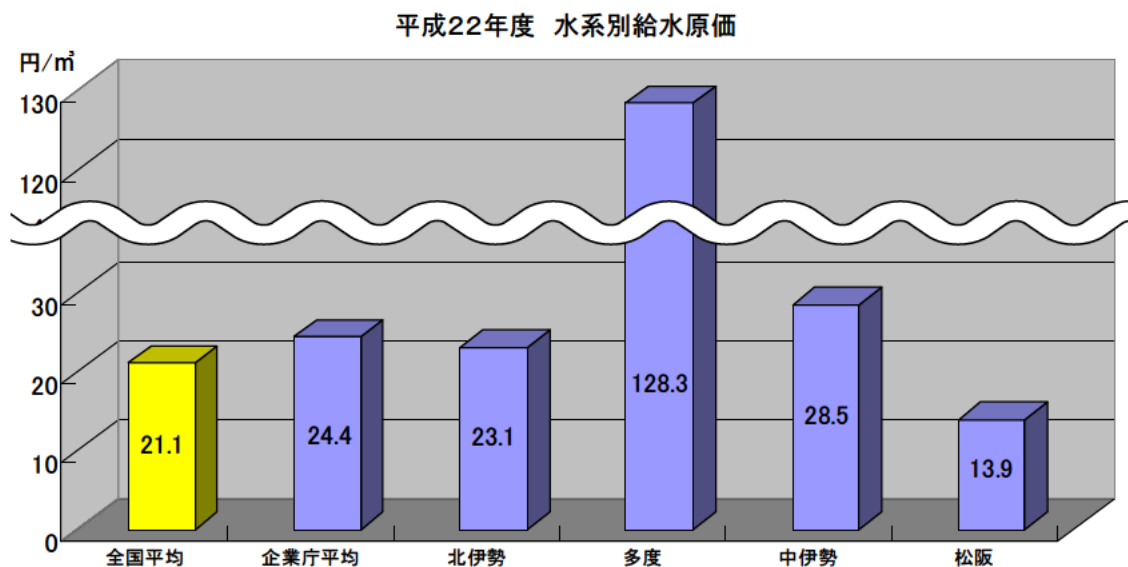
【資産と負債の状況】



(3) 経営にあたっての留意点

<経営の効率化>

- ① 事業全体としては、使用水量^{※1}の減少や施設改良の影響などにより、給水原価^{※2}は全国平均よりも高くなっています。
- ② 水系別の給水原価については、松阪工業用水道は全国平均(21.1円/㎡³:平成20年度)を下回っているものの、北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道及び多度工業用水道^{※4}は上回っています。



- ③ 契約水量と使用水量について、平成22年度において、北伊勢工業用水道を中心に約20.1万㎡³/日の乖離が生じています。
- ④ 初期に整備した施設の老朽化が進んでおり、また、大規模地震の発生による被害を最小限にするために、耐震化を含め施設の改良・更新が求められています。
- ⑤ これらのことから、経済的な工法の積極的採用などのハード面及び高金利企業債の借換、技術管理業務の民間委託の拡大などのソフト面から、更なる費用の削減をはかることが求められています。

<その他>

- ・ 未売水の利用促進のため、企業ニーズの的確な把握と産業政策に対応した迅速な取組が求められています。

<参 考>

※1 使用水量

一日当たりの基本水量から一日当たりの休止水量を減じて得た水量を一年間分積み上げた水量。なお、休止水量の変更時期は、年2回となっています。(5月、11月)。

※2 給水原価

有収水量1㎡³当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表します。
(経常費用－受託工事費－材料及び不用品売却原価) / 有収水量^{※3}

※3 有収水量＝基本水量－休止水量＋超過水量－減免水量

※4 多度工業水道の給水原価

多度工業用水道については、水源である三重用水に係る費用(管理費負担金・減価償却費)が多額であり、また、ユーザーから上水なみの良質な工業用水をという要望により他水系より良質な水質を保っているため、単価が高くなっています。

3 電気事業

(1) 営業事業の概要

水力発電事業

県内における電力の確保及び電力の安定供給を行うために、昭和27年に長発電所を建設して以降、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺発電所を建設してきました。

その後、昭和48年のオイルショックを受け石油代替エネルギー確保のため、大和谷、蓮、青田、比奈知発電所を建設しました。現在では10発電所で合計最大出力は9万8千kWとなっており、平成22年度の供給電力量は3億1,349万1千kWhの見込みです。

【営業事業】

水系	発電所名	使用河川	発電形式	最大使用水量 (m ³ /秒)	最大出力 (kW)	年間目標供給電力量 ¹ (千kWh)
宮川	長	大内山川他	水路式	6.00	2,600	12,923
	宮川第一	宮川	ダム水路式	24.00	25,600	71,617
	宮川第二	宮川、南又谷川	水路式	24.00	28,600	91,402
	宮川第三	宮川、不動谷川他	ダム水路式	3.00	12,000	51,124
	三瀬谷	宮川	ダム式	40.00	11,400	21,180
	大和谷	大和谷川他	水路式	3.00	6,400	13,132
淀川	青蓮寺	青蓮寺川	ダム式	4.00	2,000	7,073
	比奈知	名長川	ダム式	3.70	1,800	6,036
櫛田川	蓮	蓮川	ダム式	9.00	4,800	11,943
	青田	青田川、菅谷川	水路式	1.50	2,800	10,193
合 計					98,000	296,623

RDF焼却・発電事業

資源循環型社会の構築をはかるとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するため、水力発電事業(本体事業)の附帯事業²として、三重ごみ固形燃料発電所を整備し、平成14年12月から稼働させています。

平成22年度はRDF³を4万7千t受け入れ、6,139万7千kWhの発電を行う見込みです。

<参 考>

1 年間目標供給電力量

過去の実績などから将来の供給電力量を予測した値。

2 附帯事業

地方公営企業が経営する本体事業と密接な関係にあるものとして、本体事業に附帯して経営される事業。

3 R D F

Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。家庭や事業者から排出された可燃性ごみを押し固めてつくられる燃料で、電気を発生させる熱源として利用できる。

【営業事業】

施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	最大出力 (kW)	RDF製造市町
三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	240	12,050	桑名広域清掃事業組合(2市2町)、香肌奥伊勢資源化広域連合(1市3町)、南牟婁清掃施設組合(1市2町)、志摩市 ^{※1} 、伊賀市、紀北町

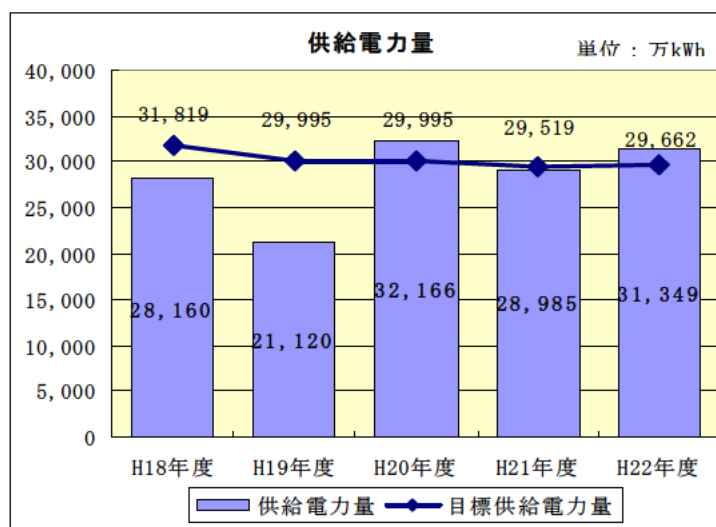
(2) 経営の状況

① 供給電力量等の状況

ア 水力発電事業の電力量の状況

水力発電の供給発電量は、平成19年度は年間降雨量が極端に少なかったため、目標供給電力量^{※2}を大きく下回りました。

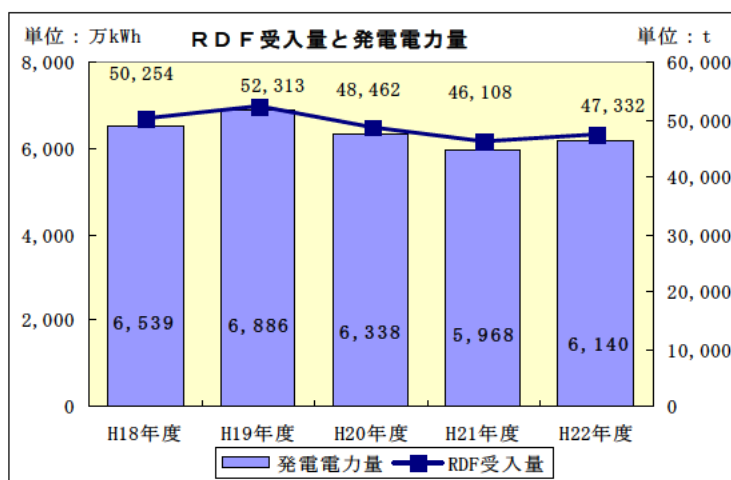
平成20年度以降は年間を通して、平均的な降雨があり、ほぼ横ばい傾向にあります。



イ RDF受入量と発電電力量の状況

毎日約140tのRDFを受入れ、日平均約20万kWh(一般家庭約2万世帯分)の発電を行っています。

平成19年度以降、市町からのRDF搬入量が減少傾向にあることから、年間発電電力量も減少しています。



<参考>

※1 志摩市は、RDF運営協議会理事会において、平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合により建設される新施設にて処理する予定である旨、意向表明しています。

※2 目標供給電力量
過去の実績などから将来の供給電力量を予測した値。

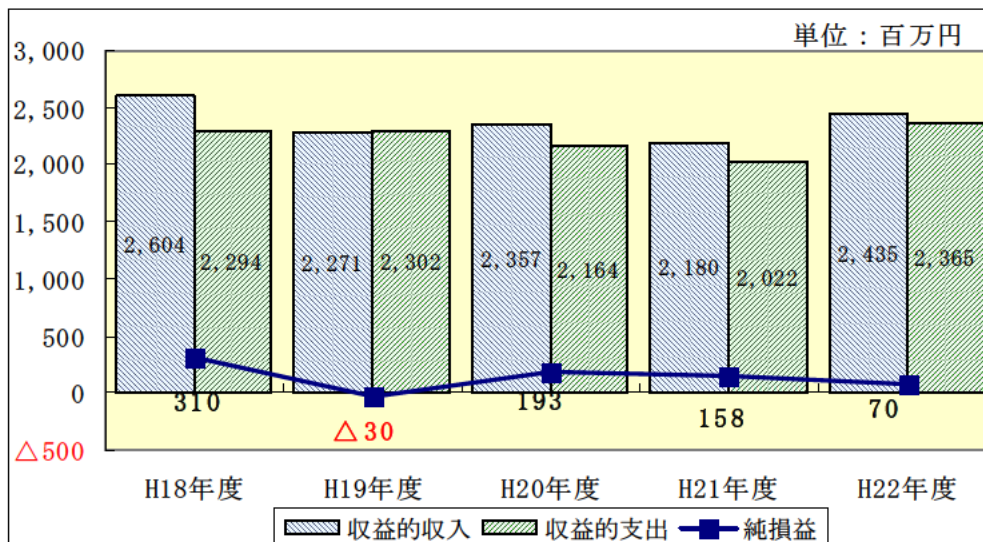
② 収支の状況

ア 水力発電事業

平成22年度の収入については、売電料金の改定により収益が増加するため、約24億円となる見込みです。

費用については、施設設備の老朽化対策や大規模地震対策の実施により、約24億円となる見込みです。

【純損益の推移】

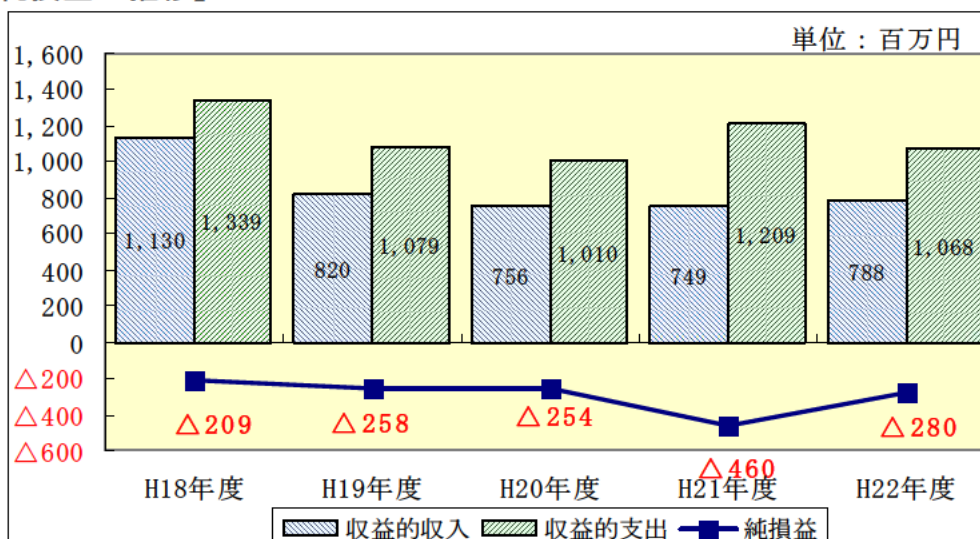


イ RDF焼却・発電事業

当初に見込んでいたよりも、RDFの品質管理や施設の安全対策などに経費が必要となっており、平成15年度以降毎年度2億円を超える純損失が発生しています。

平成20年11月のRDF運営協議会理事会及び総会において、平成20年度から平成28年度までの収支の不足見込み額については県と市町で半分ずつ負担することとし、平成28年度で収支が均衡するよう平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げることとしました。

【純損益の推移】



③ 施設の整備状況

ア 水力発電事業

平成16年度に台風21号の影響による豪雨のため、一時は全ての発電所が停止しましたが、平成20年度の長発電所を最後に全ての発電所が運転を再開し、現在は安定的に稼働しています。

また、宮川ダムから維持放流する水のエネルギーを有効利用する宮川ダム維持放流発電設備を設置し、平成18年度から運転を開始しています。

イ RDF焼却・発電事業

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月に発生したRDF貯蔵槽爆発事故により運転を停止していましたが、維持管理体制を見直し、施設の総点検及び安定運転のための改修を行うとともに、安全管理会議の設置、危機管理マニュアルの整備を行ったうえで、試運転を経て、平成16年9月に運転を再開しました。

その後、新たな貯蔵施設を整備し、平成18年8月から運用を開始するなど、爆発事故の教訓を踏まえ、安全の確保に万全を期した運転管理を行い、現在、安定した運転を続けています。

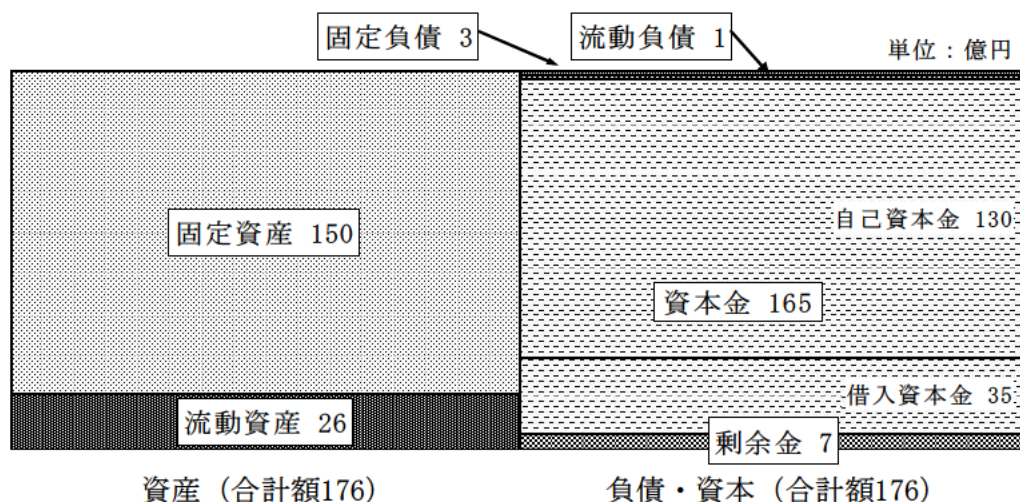
④ 資産と負債の状況

平成22年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約150億円と現金預金などの流動資産約26億円を合わせ約176億円となる一方、負債は企業債などの固定負債約3億円と未払費用などの流動負債約1億円とを合わせ約4億円となる見込みです。

資本金は約165億円ですが、そのうち自己資本金は約130億円で、残りの約35億円は建設改良のために借り入れた企業債残高です。

剰余金は約7億円ですが、これは国庫補助金などの資本剰余金が約31億円に対し、未処理欠損金が約24億円あるためです。

【資産と負債の状況】



ア 水力発電事業

平成22年度末の資産の状況は、施設などの固定資産約134億円と現金預金などの流動資産約26億円を合わせ約160億円となる一方、負債は企業債などの固定負債、未払費用などの流動負債を合わせ約3億円となっています。

また、借入資本金として建設改良のために借り入れた企業債残高が約35億円あります。

イ RDF焼却・発電事業

平成22年度末の資産の状況は、施設などの固定資産と未収金などの流動資産を合わせ約16億円ですが、負債には、未払費用などの流動負債約1億円が含まれています。

また、借入資本金として建設改良のために借り入れた企業債の残高が約2,500万円あります。

(3) 経営にあたっての留意点

水力発電事業の民間譲渡を行うにあたって、設備改修など譲渡までに県が実施することとしている課題の解決をはかる必要があります。

RDF焼却・発電事業の運営主体については、水力発電事業の譲渡以降も平成28年度までは、引き続き、企業庁が事業を運営することとしていますが、経営上の収入により事業の経費を賄うなど公営企業として成り立つ仕組みなど、様々な課題について関係部局と連携し検討する必要があります。

関係機関と企業庁が緊密な連携のもと一体となって三重ごみ固形燃料発電所の管理に努め、安全・安定運用を行っていく必要があります。

水力発電事業の民間譲渡やRDF焼却・発電事業の運営経費などから、今後、電気事業会計全体での資金不足が懸念されるため、資金が不足した場合の対応について、検討していく必要があります。

第4章 今後4年間の重点的な取組

「長期経営ビジョン」で示した4つの重点的な取組について、この4年間で次のとおり具体的な取組を進めます。

1 計画的な施設改良の推進

本格的な施設の更新時期に対応するとともに、将来発生が予想される東海・東南海・南海地震など大規模地震に備えるため、料金や経営状況への影響を考慮のうえ、ユーザーのご理解をいただきながら適正な財務運営のもと行います。

この4年間では約276億円の事業費を計上し、次の事業に重点的に取り組みます。

- (1) 水道用水供給事業については、浄水場やポンプ所などにおける主要な機器設備の更新を重点的に行います。
- (2) 工業用水道事業については、水管橋や主要施設の耐震化対策を重点的に行います。
- (3) 電気事業については、水車発電機の分解点検を行うほか、PCB含有大型変圧器の取替などを計画的に行います。

【事業別の事業費】

(単位：百万円)

区分	H19～22※	H23	H24	H25	H26	H23～26
水道	5,440	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764
工業用水	7,283	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908
電気(水力)	1,252	409	1,105	640	757	2,911
計	13,975	5,358	7,775	7,400	7,050	27,583

※ 4年間(平成19年度～22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを合わせ計上しています。

【耐震化の推移】

(単位：%)

区分	H22	H23	H24	H25	H26
水道(主要施設)	98.4	99.2	100.0	100.0	100.0
水道(水管橋)	92.9	93.5	94.7	96.5	98.8
工業用水(主要施設)	73.4	78.1	78.1	87.5	87.5
工業用水(水管橋)	73.0	77.0	87.8	95.9	95.9
電気(発電施設)	96.7	97.8	98.9	100.0	100.0

2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

水道や工業用水道について、県全体の「安全・安定」供給を進めるため、市町・民間事業者・ユーザーとの連携した取組を進めます。

(1) 市町との連携

市町の水質管理技術に応じた研修を行うとともに、日頃から技術交流を深め情報の共有化をはかり、水質管理の強化に取り組みます。

(2) 民間事業者との連携

適正な役割分担のもと一体となって「安全・安定」供給に取り組むため、民間事業者と連携した訓練などを行います。

(3) ユーザーとの協働

経営状況や施設改良計画など事業の企画面も含めた協働ができるよう定期的な協議の場を設置するとともに、漏水情報など必要な情報を適宜提供します。

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

民間への業務委託を進める中で、「安全・安定」供給に係る事業者責任を果たすため、職員の技術力向上に取り組みます。

(1) 指導監督能力の育成

浄水場などにおける技術管理業務の包括的な民間委託に伴って必要とされる能力を明確にし、その向上をはかる必要があります。また、公共工事の品質を確保するため、その執行事務を適正に実施していく必要があります。

このため、計画的な研修や実践的なOJTを実施し、職員の現場力向上をはかります。

(2) 緊急時対応能力の強化

定期的に受託事業者と緊急時対応などの実践的訓練を行います。

(3) 総合的な能力の開発・育成

企業庁の業務全般についての幅広い知識・技術や、課題を把握し将来を見通した計画を立案できる企画立案能力・課題解決能力を習得できる取組を行います。

このため、技術系職員の研修メニューを充実させるとともに、事業所と本庁間や知事部局との定期的な人事交流を行います。

4 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

平成19年2月に知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化について、次のとおり取組を進めます。

項目	4年間の取組
(1) 市水道事業への一元化	<ul style="list-style-type: none"> 志摩市水道事業への一元化について、一元化後は、県から市に対し3年間、5名程度の職員を派遣し、浄水場の運転管理業務の監督やダムを含む施設の維持管理などについて、OJTにより技術継承を行います。
(2) 技術管理業務の包括的な民間委託 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から導入した工業用水道事業の浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託については、平成24年度から北勢水道事務所の管内において、委託範囲を拡大していきます。 水道用水供給事業の浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託については、平成24年度から北勢水道事務所及び南勢水道事務所の管内において導入(開始)していきます。導入後も、その効果を検証しつつ、中勢水道事務所の管内に導入するなど、委託範囲の段階的な拡大について検討していきます。
(3) 水力発電事業の民間譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡・譲受にかかる方向性の確認書に基づき、必要な取組を行い、平成24年度末から平成26年度末の段階的な譲渡を円滑に進めます。
(4) RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管	<ul style="list-style-type: none"> 水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き任意適用事業^{※2}として運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題解決に向け検討します。

<参 考>

※1 技術管理業務の包括的な民間委託

- 企業庁が実施している水道用水供給事業及び工業用水道事業の浄水場等の管理に関する技術上の業務について、浄水処理に直結する運転監視業務や、それと一体的に行うことが効率的な複数の業務を一括して同一の民間事業者へ委託します。(包括的な民間委託は、水道法第24条の3に基づく第三者委託とは異なり、水道技術管理者が有する水道の技術管理に関する責任は、企業庁が有します。)
- 包括的な民間委託の進め方については、参考資料P81「浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画」のとおり。

※2 任意適用事業

地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている事業に該当しないが、条例で全部又は財務規定などを任意で適用する事業。

第5章 事業別の取組

1 水道用水供給事業

(1) 経営目標

計画的な施設改良の推進

将来予想される大規模地震に備えるため主要施設の耐震化対策を重点的に実施するとともに、耐用年数を経過した電気・計装・機械設備の更新を実施します。

市町・民間事業者と連携した水質管理強化の推進

市町の水質管理技術に応じた研修を行うとともに、日頃から技術交流を深め情報の共有化をはかり、水質管理の強化に取り組みます。

技術管理業務の包括的な民間委託

限られた経営資源のもとで、将来にわたって安全で安心な水道用水を安定して供給するため、平成24年度から浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託を段階的に導入していきます。

建設・拡張事業の的確な推進

- ・ 大台町への新規給水について、需要量と給水開始時期に対応した的確な工事の推進をはかります。
- ・ 北中勢第2次拡張事業の取水・導水及び浄水施設の整備に向けた取組を行います。

効率的な事業執行

県が策定した「公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画」(平成22年度～平成26年度)に基づきコストと品質の両立に取り組みます。

(2) 経営目標達成のための取組

計画的な施設改良の推進

【課題】

<耐震化対策>

- ・ 浄水場内の沈澱池など、大規模地震に対する耐震性が低い主要施設や水管橋が一部残存しています。また、一部耐震診断が未実施のものもあります。

<老朽劣化対策>

- ・ 管路については、すべて耐震性が高い鋼管(SP)やダクタイル鋳鉄管(DCIP)を使用していますが、腐食環境の著しい箇所に埋設されている管路の布設替えや電気防食設備の設置などが必要です。
- ・ 耐用年数を経過した電気・計装・機械設備などの更新が必要です。

【取組】

< 耐震化対策 >

- ・ 大規模地震による被害を最小限に抑えるため、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・ポンプ所建築物などの主要施設に対する耐震化対策を耐震診断に基づき計画的に実施します。
- ・ 震災時の応急復旧に時間を要する水管橋については、耐震診断に基づき上部工への落橋防止装置の設置や下部工の補強等の対策を計画的に実施します。

< 老朽劣化対策 >

- ・ 管路については、老朽化、漏水実績、布設条件、他工事との同時施工などを総合的に判断して更新を実施します。
- ・ 全ての水系において、監視制御設備、計装設備¹、機械設備などを、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などを総合的に判断して更新します。

ア 施設区分別事業費

(単位:百万円)

年度		H19 ~ H22 ³	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26
専用施設	主要施設 ² の耐震化	54	21	21	0	0	42
	水管橋の耐震化	264	156	309	646	268	1,379
	管路の漏水対策	119	30	184	184	184	582
	機器・設備の更新	3,749	1,333	1,772	2,097	1,923	7,125
	その他	1,103	171	156	53	48	428
	小計	5,289	1,711	2,442	2,980	2,423	9,556
水源施設の耐震化等		151	58	50	50	50	208
合計		5,440	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764

2 主要施設：沈澱池、ポンプ所等

3 4年間(平成19年度～平成22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを合わせ計上しています。

イ 事業別事業費

(単位:百万円)

年度		H19 ~ H22 ²	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26	
専用施設	北中勢	北勢系	2,029	983	996	994	998	3,971
		中勢系	1,179	231	696	1,102	841	2,870
	南勢志摩	南勢系	1,367	474	698	837	536	2,545
		志摩系	587	0	0	0	0	0
	水質検査機器		127	23	52	47	48	170
	小計		5,289	1,711	2,442	2,980	2,423	9,556
水源施設の耐震化等		151	58	50	50	50	208	
合計		5,440	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764	

< 参 考 >

- 1 計装設備
浄水処理などを行うための計測、制御装置

市町・民間事業者と連携した水質管理強化の推進

【課題】

- ・ 水道水の安全性や信頼性に対する法的な要求事項は高度化してきており、市町等との連携を深めながら、水質管理の強化をはかる必要があります。

【取組】

- ・ 「三重県精度管理協議会¹」などを活用し、市町や民間事業者のニーズを踏まえながら連携を進めていきます。
- ・ 自己検査機器を保有している市とは、日常の管理技術が向上するよう、適宜、技術研修を行います。緊急時には、「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」に基づき、検査機器を相互補完するなどの対応を行います。
- ・ 自己検査機器を保有していない市町とは、事故時の水質管理や水質苦情時の初期対応などについて研修を行うとともに、必要に応じてOJTを行います。

技術管理業務の包括的な民間委託の推進

【課題】

- ・ 限られた経営資源のもとで、将来にわたって安全で安心な水道用水を安定して供給するためには、積極的に民間活力の導入をはかり、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより、事業の持続可能性を高める必要があります。
- ・ 管理する浄水場や施設の数が異なることや、水道用水供給事業や工業用水道事業で施設を共同管理している場合があるなど、各事務所によって包括的な民間委託を導入する場合の状況が異なります。このため、委託範囲の詳細については、水道事務所毎に個別整理していく必要があります。
- ・ 平成21年度から導入された工業用水道の浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の運営状況の検証などを踏まえて、平成24年度からの導入を目標に諸課題の解決に向けて取り組む必要があります。

【取組】

ア 4年間の取組内容

- ・ 浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託について、平成24年度からの段階的な導入を目標に取り組んでいきます。

< 参 考 >

1 三重県精度管理協議会

「三重県水道水質管理計画」に基づき、水道水の水質検査の精度を適正に管理するとともに検査担当者の技術の向上をはかるため、平成9年度に県が設立しました。構成員は、県環境森林部、厚生労働省登録検査機関、企業庁や四日市市などの自己検査水道事業者、保健環境研究所などからなる組織で、技術検討会や交流会を行っています。

イ 具体的な推進計画

- ・ 水道事業の包括的な民間委託については、平成24年度からの段階的な導入を目標に、業務効率の向上や安全性の確保などの観点から検証を行い、課題への対応などを整理していきます。
- ・ 北勢水道事務所及び南勢水道事務所の浄水場等については、平成24年度から技術管理業務の包括的な民間委託を導入(開始)していきます。
- ・ 中勢水道事務所の浄水場等については、平成24年度から運転監視業務の民間委託を導入(開始)していきます。
- ・ 平成24年度以降も、包括的な民間委託の導入効果を検証しつつ、中勢水道事務所の管内に導入するなど、委託範囲の拡大について検討していきます。

ウ 技術継承の検討

- ・ 包括的な委託の導入に伴い、職員の将来的な技術力の低下を招かないよう職員の技術継承を行うため、OJTの取組などを含めた研修制度やISO9001マニュアルなどの再整備などに取り組みます。
- ・ 包括的な技術管理業務を進めるうえで重要な委託業務の監督員養成を行っていきます。

建設・拡張事業の的確な推進

【課題】

- ・ 大台町への新規給水については、給水開始時期に対応した的確な工事進捗をはかる必要があります。
- ・ 北中勢水道第2次拡張事業については、北伊勢工業用水道の取水・導水・浄水及び配水施設の一部を暫定的に使用して給水を行っていますが、適切な時期にこの暫定措置を解消する必要があります。

【取組】

- ・ 大台町新規給水については、平成27年4月の給水開始(1,700m³/日)に向けて、平成23年度から適切に工事を実施します。
- ・ 工業用水道施設の暫定使用により未整備となっている取水・導水施設(北勢及び中勢系)、凝集沈殿池(中勢系)の整備及び工業用水道配水管など一部施設の水道への用途変更(本転用)に向けた取組を行います。

効率的な事業執行

【課題】

- ・ コスト縮減の取組については、引き続き継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあり、コストと品質との両面を重視する取組へ転換することが必要です。

【取組】

- ・ 「事業の計画段階から維持管理まで、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する」というコストと品質を重視した総合的なコスト構造の改善を推進するため、施設の更新に合わせ長寿命化をはかることなどに取り組みます。また、その取組成果については、毎年、各事業所間で情報共有し、次年度以降の取組に生かしてきます。

(3) 今後4年間の取組目標

今後4年間に取り組む目標を明確にするため、成果指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26 (目標値)
計画的な 施設改良の 推進	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、水道水が安定的に供給出来る状態であること	98.4	99.2	100	100	100
	水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、水道水が安定的に供給出来る状態であること	92.9	93.5	94.7	96.5	98.8
	設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、水道水が安定的に供給できる状態であること	-	24.4	53.3	84.4	100
市町・民間事業者と連携した水質管理強化の推進	水質基準適合率(%)	水質基準に適合し、水道水が安全であること	100	100	100	100	100
包括的な民間委託の推進 建設・拡張事業の推進 効率的な事業執行	給水障害発生件数(件)	水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0	0	0
	給水原価(円/m ³ :税抜)	事業が効率的に運営されていること	112.0	113.9	113.8	111.6	110.9

〔指標の説明〕

- ・ 浄水場等における主要施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(129施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。(平成24年度までに全て完成予定。)
- ・ 水管橋の耐震化率
企業庁が管理する水管橋(170橋)のうち、計画的に耐震化する水管橋(平成26年度までに168橋)の割合。(残りの2橋を含め平成28年度までに全て完成予定。)

- ・ 設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(90設備)のうち、計画的に更新する割合。
- ・ 水質基準適合率
水道法の水質基準(50項目)に関する全検査数のうち、適合している割合。
- ・ 給水障害発生件数
当庁の施設に起因して、住民(受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民)への給水に支障が生じた水質事故や漏水などの件数(なお、異常湧水や震災など、不可抗力による給水障害は対象とはしません。)
- ・ 給水原価
水道水を1m³つくるために要する費用。
〔経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価)〕 / 有収水量

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区分		平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的 収支	営業収益	9,875	9,408	9,397	9,387	9,390
	営業外収益	192	208	290	293	221
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	10,067	9,616	9,687	9,680	9,611
	営業費用	7,812	7,420	7,598	7,485	7,535
	営業外費用	1,286	1,206	1,132	1,053	904
	特別損失	5,435	1,930	-	-	-
	費用計	14,533	10,556	8,730	8,538	8,439
	純利益	4,466	940	957	1,142	1,172
資本的 収支	企業債	178	-	-	-	-
	補助金	138	-	-	-	-
	出資金	2,122	2,069	2,065	1,262	1,209
	その他収入	5	1,757	167	212	338
	収入計	2,443	3,826	2,232	1,474	1,547
	建設改良費	1,722	1,912	2,700	3,275	2,840
	償還金	5,701	7,398	5,068	3,917	3,748
	支出計	7,423	9,310	7,768	7,192	6,588
	資本的収支不足額	4,980	5,484	5,535	5,718	5,041
資金 収支	前年度末内部留保資金	13,456	13,354	12,527	11,670	10,871
	純利益	4,466	940	957	1,142	1,172
	当年度分損益勘定留保資金等	9,422	5,597	3,721	3,777	3,792
	資本的収支不足額	5,058	5,484	5,535	5,718	5,041
	単年度資金収支	102	827	857	799	77
	当年度末内部留保資金	13,354	12,527	11,670	10,871	10,794

- (注)・収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
 ・四捨五入のため合計が合わない場合があります。
 ・需要予測は参考資料P74を参照。

収益的収支

- ・ 収入は、現行料金と需要量予測から約96億円～101億円と見込んでいます。平成23年度は、志摩水道用水供給事業の志摩市水道事業への一元化により約5億円減少すると見込んでいます。
- ・ 費用は、市水道事業への一元化に伴い、平成22年度に約54億円、平成23年度に約19億円の特別損失を見込んでいることから、それぞれ約145億円と約106億円の費用を見込んでおりますが、平成24年度以降は、一元化により費用が減少し、約84億円～87億円と見込んでいます。
- ・ 収益的収支は、市水道事業への一元化に伴い、平成22年度に約45億円、平成23年度に約9億円の純損失となる見込みであり、利益積立金を約33億円取崩

し充当する予定であります。平成23年度末には約21億円の未処理欠損金が生じる見込みです。平成24年度以降は約10億円～12億円の純利益が確保できる見込みであることから、この未処理欠損金は平成25年度までに解消できる見込みです。

資本的収支

- ・ 収入は、北勢広域水道拡張事業の終了に伴い国庫補助金などが減少し、毎年度約15億円～38億円となる見込みですが、平成23年度は市水道事業への一元化に伴う債務承継のため、その他収入が約17億円増加します。
- ・ 支出は、施設の老朽劣化対策、耐震化対策工事などにより毎年度約17億円～33億円の建設改良費が必要となります。また、平成23年度は市水道事業への一元化に伴う債務承継のため、企業債の繰上償還を行うことから償還金が約17億円増加します。
- ・ 資本的収支の不足額は、内部留保資金などにより補填していきます。

資金収支

- ・ 単年度の資金収支は、毎年度赤字となりますが、平成26年度末の内部留保資金について約108億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- ・ 高金利の企業債は、繰上償還を積極的に行うことにより、後年度の支払利息の負担軽減をはかります。

【長期債務残高】

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	218	-	-	-	-
	償還額	14,263	7,212	4,893	3,733	3,554
	年度末残高	47,773	40,561	35,668	31,935	28,381
	うち高金利企業債	454	221	-	-	-
水資源機構割賦負担金	年度末残高	1,325	1,164	995	816	628
合計		49,098	41,725	36,663	32,751	29,009

(注) 高金利企業債は年利5.0%以上のものを計上。

2 工業用水道事業

(1) 経営目標

計画的な施設改良の推進

将来予想される大規模地震に備えるため耐震性の低い施設の耐震化対策を重点的に実施するとともに、耐用年数を経過した電気・計装・機械設備の更新などを計画的に実施します。

技術管理業務の包括的な民間委託

更なる民間活力を導入し、官民が一体となって事業の持続可能性を高めることで、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するため、平成24年度から浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託の業務範囲を拡大していきます。

ユーザーとの協働

ユーザーの理解と協力のもと経営を進めるため、経営状況や施設改良計画などの情報提供を進めます。

未利用水等への対応

- ・ 事業の経営基盤をより強固にし、未売水を減少させるため、県や市町の企業誘致部局との情報交換を密にして、新規誘致企業に対する営業活動を展開し、新規需要開拓を行います。
- ・ 貴重な資源として確保されている未利用水の利用促進に取り組みます。

効率的な事業執行

県が策定した「公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画(平成22年度～平成26年度)」に基づきコストと品質の両立に取り組みます。

(2) 経営目標達成のための取組

計画的な施設改良の推進

【課題】

<耐震化対策>

- ・ 近年、東海地震など大規模地震の発生が懸念されるなか、北伊勢工業用水道事業では、主要な施設や大口径の水管橋の耐震化を進めていますが、工法の見直しなどにより、遅れが生じています。

<老朽劣化対策>

- ・ 北伊勢工業用水道事業は、四日市工業用水道事業として昭和31年に一部給水を開始して以来、需要の増加に応え4回の拡張を実施してきましたが、施設は既に30年から50年が経過し、老朽劣化による漏水などが増加傾向にあります。

このため、昭和56年から主要幹線の主にコンクリート管の更生や浄水場等の電気・計装・機械設備などを更新してきましたが、引き続き、未更生部分の管路の更生や設備の更新を行っていく必要があります。

【取組】

<耐震化対策>

- ・ 浄水場・取水所などの主要施設については、被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる施設の耐震化工事を実施します。
- ・ 水管橋については、被災後の応急復旧に長期間を要する内径1000mm以上の水管橋の耐震化工事を優先的に実施します。

<老朽劣化対策>

- ・ 電気・計装・機械設備などについては、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などを総合的に判断して更新します。
- ・ 管路については、コンクリート管や鋳鉄管の更生工事を実施します。

ア 施設区分事業費

(単位：百万円)

施設区分		年度	H19 ~ H22 ²	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26
専用施設	主要施設 ¹ の耐震化		1,081	546	484	332	645	2,007
	水管橋の耐震化		2,301	889	1,238	360	20	2,507
	配水運用の強化		961	417	441	570	409	1,837
	PC管、鋳鉄管の管更生		629	20	418	667	319	1,424
	老朽化施設の更新		1,574	878	1,227	1,431	2,057	5,593
	その他		346	0	0	0	0	0
小計			6,892	2,750	3,808	3,360	3,450	13,368
水源施設	木曽川総合用水耐震化		330	430	370	370	370	1,540
	君ヶ野ダム設備改良		61	0	0	0	0	0
小計			391	430	370	370	370	1,540
合計			7,283	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908

1 主要施設：沈澱池、ポンプ所等

2 4年間(平成19年度～平成22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込みを合わせ計上しています。

イ 事業別事業費

(単位：百万円)

事業別		年度	H19 ~ H22 ²	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26
専用施設	北伊勢		6,451	2,478	3,295	2,893	2,846	11,512
	多度		232	40	273	189	207	709
	中伊勢		103	158	69	1	55	283
	松阪		106	74	171	277	342	864
小計			6,892	2,750	3,808	3,360	3,450	13,368
水源施設	木曽川総合用水耐震化		330	430	370	370	370	1,540
	君ヶ野ダム設備改良		61	0	0	0	0	0
小計			391	430	370	370	370	1,540
合計			7,283	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908

技術管理業務の包括的な民間委託の推進

【課題】

- ・ 限られた経営資源のもとで、将来にわたって良質な工業用水を安定して供給するためには、積極的に民間活力の導入をはかり、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより、事業の持続可能性を高める必要があります。
- ・ 平成21年度から導入された工業用水道の浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の運営状況の検証などを踏まえて、平成24年度からの委託範囲の拡大を目標に諸課題の解決に向けて取り組む必要があります。

【取組】

ア 4年間の取組内容

- ・ 浄水場などにおいて、技術管理業務の包括的な民間委託を推進し、北勢水道事務所管内の工業用水道における委託業務範囲の拡大をはかっていきます。

イ 具体的な推進計画

- ・ 平成24年度の包括的な民間委託の契約更新に向けて、現在の委託における諸課題の整理を進め、課題などの解決に向けた取組を行います。
- ・ 平成24年度以降も、委託の実施状況などを随時検証しながら、より効果的な民間委託となるよう取り組んでいきます。

ウ 技術継承の検討

- ・ 委託範囲の拡大に伴い、職員の将来的な技術力の低下を招かないよう職員の技術継承を行うため、OJTの取組などを含めた研修制度やISO 9001マニュアルなどの再整備などに取り組めます。
- ・ 包括的な技術管理業務を進めるうえで重要な委託業務の監督員養成を行っていきます。

ユーザーとの協働

【課題】

- ・ 工業用水道事業の経営効率化は、料金負担者であるユーザーの競争力など経営面に多大な影響を与えることから、経営状況など積極的に情報提供を行うとともに、ユーザーの理解を得たうえで経営の効率化を進める必要があります。

【取組】

- ・ 経営状況や今後の改良計画などの情報を提供するため、定期的な協議の場を各ユーザーと毎年1回以上設けます。
- ・ 円滑な事業運営を行うため、水源状況や濁水状況などに関する情報を迅速かつ的確に提供します。また、ユーザーを対象としたメールマガジンの発行などを行います。

未利用水等への対応

【課題】

- ・ 県勢の振興をはかっていくため、未利用水・未売水の活用が必要となっています。

【取組】

ア 未利用水¹対応

- ・ 未利用水源である長良川河口堰(515,000m³/日)については、県勢の振興をはかるうえで非常に重要なインフラであることから、利用促進のため、県や市町の企業誘致部局との連携により企業立地政策に対応した迅速な取組を行います。
- ・ 都市用水河川の浄化を目的とした環境用水などへの活用についても、知事部局と企業庁で構成する「水資源関係部長会議」などで、知事部局と連携し検討を行っていきます。

イ 未売水²対応

- ・ 新規企業の誘致や工場増設にあたっては、県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、工業用水の給水の問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応することで、工業用水の利用促進をはかります。
- ・ 給水能力に余力のある北伊勢、中伊勢工業用水道事業の給水区域において、配水管路付近で工業用水を使用していない企業に対し、アンケート調査を行い、需要見込のある企業に対して営業活動を行います。

効率的な事業執行

【課題】

- ・ コスト縮減の取組については、引き続き継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあり、コストと品質との両面を重視する取組へ転換することが必要です。

【取組】

- ・ 「事業の計画段階から維持管理まで、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する」というコストと品質を重視した総合的なコスト構造の改善を推進するため、施設の更新に合わせ長寿命化をはかることなどに取り組みます。また、取組成果については、毎年、各事業所間で情報共有し、次年度以降の取組に生かしてきます。

< 参 考 >

1 未利用水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、事業化されていないもの。

2 未売水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。

(3) 今後4年間の取組目標

今後4年間に取り組む目標を明確にするため、成果指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26年度 (目標値)
計画的な施設改良	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給出来る状態であること	73.4	78.1	78.1	87.5	87.5
	水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給出来る状態であること	73.0	77.0	87.8	95.9	95.9
	管路の更生率(%)	管路の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	-	13.5	13.5	82.3	100.0
	設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	-	15.8	42.1	66.7	100.0
技術管理業務の包括的な民間委託の推進 効率的な事業執行	給水障害発生件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0	0	0
	給水原価(円/m ³)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	24.4	24.9 ¹	24.4	24.6	24.4
	年間給水量(百万m ³)	工業用水が安定的に供給されていること	218	225	225	225	225
ユーザーとの協働 未利用水等への対応	新規・増量契約件数(件/年)	新規需要に迅速、的確に対応していること	7	5 (5) ²	5 (10)	5 (15)	5 (20)

1 平成23年度以降、木曽川総合用水の耐震化を行うため、その負担金が増加します。

2 () 書きは累計値

〔指標の説明〕

- ・ 浄水場等における主要施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(64施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設(平成26年度までに56施設)の割合。(残りの8施設を含め平成28年度までに全て完成予定。)
- ・ 水管橋の耐震化率
企業庁が管理する水管橋(74橋)のうち、計画的に耐震化する水管橋(平成26年度までに71橋)の割合。(残りの3橋を含め平成28年度までに全て完成予定。)
- ・ 管路の更生率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更生する管路(4,510m)のうち、計画的に更生する管路の割合。

- ・ 設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(57設備)のうち、計画的に更新する設備の割合。
- ・ 給水障害発生件数
当庁の施設に起因する事故により、ユーザーが操業停止などの被害を受けた件数であり、漏水などが発生した場合においてもユーザーに実害がない場合は給水障害の対象とはしません。
- ・ 給水原価
有収水量 1 m³当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表します。
〔経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価)〕 / 有収水量
- ・ 年間給水量
1日当たりの基本水量から1日当たりの休止水量を減じて得た水量を、1年間分積上げた水量。
- ・ 新規・増量契約件数
平成17年度から平成21年度までの5カ年の平均値が5.0件であり、今後の目標としては5件とします。

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的 収支	営業収益	5,969	5,999	5,982	5,982	5,982
	営業外収益	58	39	31	31	31
	特別利益	18	8	-	-	-
	収入計	6,045	6,046	6,013	6,013	6,013
	営業費用	4,719	5,073	5,055	5,119	5,130
	営業外費用	614	558	435	407	380
	特別損失	29	32	48	46	46
	費用計	5,362	5,663	5,538	5,572	5,556
純利益	683	383	475	441	457	
資本的 収支	企業債	1,247	1,225	585	418	197
	補助金	188	251	385	275	130
	出資金	1,261	1,211	1,191	1,211	1,231
	その他収入	18	3	-	-	-
	収入計	2,714	2,690	2,161	1,904	1,558
	建設改良費	2,611	3,116	4,116	3,647	3,715
	償還金	4,556	3,738	2,233	2,047	2,071
	支出計	7,167	6,854	6,349	5,694	5,786
資本的収支不足額	4,453	4,164	4,188	3,790	4,228	
資金 収支	前年度末内部留保資金	14,268	12,862	11,426	10,024	9,025
	純利益	683	383	475	441	457
	当年度分損益勘定留保資金等	2,364	2,345	2,311	2,350	2,420
	資本的収支不足額	4,453	4,164	4,188	3,790	4,228
	単年度資金収支	1,406	1,436	1,402	999	1,351
当年度末内部留保資金	12,862	11,426	10,024	9,025	7,674	

(注)・収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
・四捨五入のため合計が合わない場合があります。
・需要予測は参考資料P75を参照。

収益的収支

- ・ 収入は、現行料金と需要量予測などから毎年度約60億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、水源施設の老朽劣化対策、耐震化対策による負担金の増に伴い、毎年度約54億円～57億円を見込んでいます。
- ・ 収益的収支は、毎年度の純利益を約4億円～7億円確保します。
なお、純利益は、全額を減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当する予定です。

資本的収支

- ・ 収入は、建設改進黨業の財源として国庫補助金が増加しますが、平成24年度以降、水資源機構割賦負担金の繰上償還の財源とする水源費特別対策支援債の発行を行わないことから減少します。
- ・ 支出は、建設改進黨業において、北伊勢工業用水道事業で実施する老朽劣化対策、耐震化対策工事などにより、毎年度約26～41億円の投資が必要となります。
- ・ 資本的収支の不足額については、内部留保資金などで補填していきます。

資金収支

- ・ 単年度の資金収支は、毎年度赤字となりますが、平成26年度末の内部留保資金について約77億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- ・ 高金利の企業債や水資源機構割賦負担金については、繰上償還を積極的に行うことにより、後年度の支払利息の負担軽減をはかります
- ・ 収支計画においては、償還上限額を基本として計上し、計画期間内で約14億円の繰上償還を行う予定としています。

【長期債務残高】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	1,247	1,225	585	418	197
	償還額	2,789	2,125	1,948	1,747	1,755
	年度末残高	21,285	20,385	19,022	17,693	16,135
	うち高金利企業債	1,074	672	516	404	286
水資源機構割賦負担金	年度末残高	3,464	1,899	1,622	1,331	1,024
合計		24,749	22,284	20,644	19,024	17,159

(注)高金利企業債は年利5.0%以上のものを計上。

3 電気事業

(1) 経営目標

< 水力発電事業 >

水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を官民の適正な役割分担のもと、将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

安全・安定運転の取組

水力発電による電力の安定的な供給を維持するため、施設の適切な維持管理を行います。

計画的な施設改良(改修)の推進

電力供給を長期継続するための計画的な設備改修や譲渡に必要な設備改修を行います。

< RDF 焼却・発電事業 >

新たな運営主体への移管

- ・ 水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き、任意適用事業として運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題解決に向け検討します。
- ・ RDF 運営協議会で決定したRDF処理料金の段階的な引き上げなどにより、収支の改善をはかり、健全経営のもとで安定的に事業運営を行います。

安全・安定運転の取組

- ・ 焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の管理に努め、安全・安定運用を行っていきます。

(2) 経営目標達成に向けた取組

< 水力発電事業 >

事業の民間譲渡への取組

【課題】

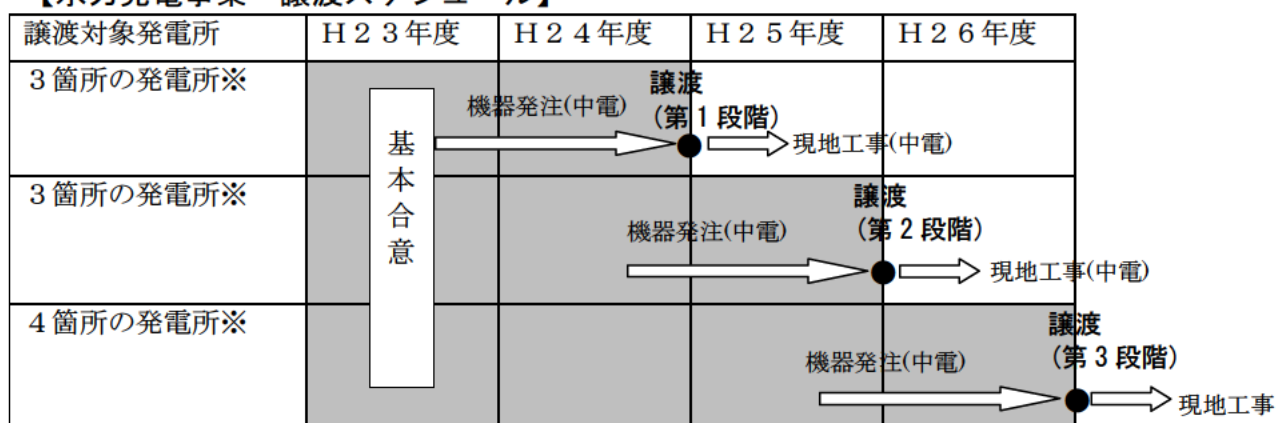
譲渡先である中部電力(株)と締結した譲渡・譲受にかかる方向性の確認書に基づき、PCB含有大型変圧器の取替などの設備改修を計画的に実施するとともに、用地・権利の整理を行うなど、譲渡までに県が実施することとなっている課題の解決をはかり、平成24年度末から平成26年度末の段階的な譲渡を円滑に進める必要があります。

また、中部電力(株)が実施する運転監視システムの整備に協力するとともに、地域貢献への対応、設備や用地などについて、確実に引き継ぎを行う必要があります。

【取組】

- ・ スムーズな業務移管が行えるよう、ダム運用・発電運用、維持管理、地域関係者との調整などの方法について、譲渡先との協議を行い、地域や発電所の特性に応じた確実な継承を行います。
- ・ 譲渡を進めるにあたっては、関係部局と連携、役割分担を行いながら推進します。
- ・ 譲渡資産については、電気事業を営むうえで必要な資産を譲渡することとしますが、宮川ダムの非常用電源^{※1}として位置付けられる維持放流発電設備や関係自治体への貸付土地などについては、関係者と協議しながら、その取り扱いについて決定していきます。
- ・ 土木設備・電気設備などについては、具体的な対応方法を協議しながら、課題の解決をはかり、使用中のPCB含有大型変圧器5台についても、譲渡までに計画的に取り替えます。
- ・ 境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面などの作成業務を引き続き進め、未登記土地の解消などについても、譲渡までに実施していきます。

【水力発電事業 譲渡スケジュール】



※ 本年6月頃に仮契約となる基本合意を締結した場合の段階的な譲渡のイメージであり、譲渡する発電所の順番、箇所数等については、今後詳細を中部電力(株)と協議します。

② 安全・安定運転の取組

【課題】

運営期間中、「安全・安定」な事業運営を行うため、安全なダム運用、効率的な発電運用などが必要となります。

<参考>

※1 宮川ダムの非常用電源

宮川ダムが停電した場合に、所内用の電源を確保するための非常用電源。ダム管理において重要となる放流ゲート設備などは、いかなる場合においても電源などを確保し、動かせる状態にしておく必要があります。

【取組】

- ・ 地球温暖化防止に役立つクリーンな水力発電による電力を「安全・安定」して確保するため、定期的な点検や計画的な設備改修を行うとともに、ダム操作規程などを遵守した安全なダム運用を行います。
- ・ 発電運用にあたっては、天候や出水状況に応じた効率的な運用を行うとともに、発電停止を伴う点検作業などを短期間に集中して実施します。また、これらに併せ、地域や他の利水者にも配慮した水運用を行います。

計画的な施設改良(改修)の推進

【課題】

「安全・安定」な事業運営を継続するため、計画的な改修が必要です。

【取組】

- ・ 安全・安定な電力供給を継続するため、計画的な設備改修を実施します。
- ・ 経年劣化が進み故障停止の原因となる恐れがある設備の改修や、将来予想される大規模地震の被害を最小限に抑えるための対策を優先して実施します。
- ・ 事業譲渡に関連して、中部電力(株)と技術仕様などの協議を行い、必要な改修を実施します。

ア 平成26年度までの施設改良(改修)計画目的別事業費

単位：百万円

施設区分	年度 H19 ~ H22	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26
耐震化対策	73	16	52	52	0	120
老朽化対策	1,179	393	1,053	588	757	2,791
合計	1,252	409	1,105	640	757	2,911

4年間(平成19年度~22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(最終補正予算ベース)の見込を、合わせ計上しています。

イ 発電所別事業費

単位：百万円

発電所	年度 H19 ~ H22	H23	H24	H25	H26	H23 ~ H26
宮川第一	89	40	198	242	234	714
宮川第二	80	48	319	112	294	773
宮川第三	291	60	40	50	20	170
長	199	1	0	0	16	17
三瀬谷	369	41	187	195	75	498
青蓮寺	14	72	2	2	11	87
大和谷	63	33	164	12	36	245
蓮	32	0	165	24	20	209
青田	90	71	0	0	29	100
比奈知	15	43	0	0	2	45
共通(その他)	10	0	30	3	20	53
合計	1,252	409	1,105	640	757	2,911

< RDF焼却・発電事業 >

事業の新たな運営主体への移管の取組

【課題】

水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き任意適用事業としてRDF焼却・発電事業を運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題について検討を行う必要があります。

(様々な課題)

- ・ 一般会計から公営企業への支出について、法令上(公営企業法等)の整理
- ・ 環境森林部と企業庁がRDF焼却・発電事業を一体となって進めるための運営体制の整理
- ・ 電気事業会計の清算手法及び新会計の開始手法の整理

【取組】

ア 基本的な考え方

水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き任意適用事業としてRDF焼却・発電事業を運営することとしています。

イ 具体的推進方法

水力発電事業譲渡後の運営主体について、関係部局と連携して協議を進め、企業庁が運営していくための課題の解決をはかります。

【スケジュール】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
内容	課題の整理・検討			
				水力発電事業譲渡後の運営体制の整備等

安全・安定運転の取組

【課題】

RDF焼却・発電事業では、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故からの運転再開後は、安全・安定に運転を継続しており、今後も、安全・安定運転を確実にやっていく必要があります。

【取組】

新たな運営主体へ移管するまでの間については、以下の項目に取り組むことにより、施設の安全・安定運転を確保します。

ア RDF製造施設との連携

市町のRDF製造施設との緊密な連携のもとに、日常的なRDFの品質管理

や搬入量の調整により施設の安全・安定運用を行います。

イ 関係部局との連携

廃棄物処理政策を所管する環境森林部等との緊密な連携のもとに、RDFの適正な貯蔵管理や品質管理に努めます。また、県全体として安全・安定運転に取り組むため、「ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議」¹においてRDF焼却・発電事業に関わる関係部局間の情報共有や連絡調整などを行います。

ウ 受託事業者との連携

RDF焼却・発電施設、RDF貯蔵施設それぞれの受託者との情報共有や各受託者間の連絡調整を適切に行うことにより、施設全体の安全で安定した運営に努めます。また、施設の管理運営の状況や課題などについては、学識経験者、関係市町の住民や職員などで構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」²、同技術部会に報告し、そのご意見を踏まえて適切に取り組みます。

エ 地域との連携と情報共有

発電所の運転状況や点検結果、トラブルへの対応と再発防止対策など施設の運営状況について、定期的に「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」や地域連絡会議において報告し、地域の住民や自治会の代表の方などからご意見をいただき、施設の運営などに反映します。また、発電所だよりやホームページなどにより適宜適切に情報提供を行うことにより、地域の方々との情報共有や地域と連携した施設の運営を進めます。

<参 考>

1 ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議

県関係部局が、発電所の運転状況などについて情報共有・緊密な連携を確保することにより、発電所の安全かつ安定的な運転に資することを目的としています。

2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議

発電所の安全確保及び環境保全に資するため、RDFの適正な管理、発電所の運転・維持管理などに関することについて調査、検討し、企業あ庁長に必要な意見を述べることを目的としています。

(3) 今後4年間の取組目標

今後4年間に取り組む目標を明確にするため、成果指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

水力発電事業

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26 (目標値)
民間譲渡	水力発電事業譲渡(年度)	目標年度までの円滑な譲渡	-	-	平成24年度末第1段階譲渡	平成25年度末第2段階譲渡	平成26年度末第3段階譲渡
安全・安定運転の取組 計画的な施設改良(改修)の推進	発電施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	96.7	97.8	98.9	100	100
	設備の更新率(%)	設備の老朽化対策が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	-	30.4	58.9	85.7	100
	溢水電力量(千kWh)	効率的な発電運用と維持管理により、安定的に電力が供給されていること	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下
	供給電力量(千kWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	313,491	296,623	296,623	296,623	296,623
	発電によるCO2削減量(千t-CO2)	地球温暖化防止への貢献度を示す	229	217	217	217	217
	供給支障件数(件)	電力が安定的に供給されていること	0	0	0	0	0

〔指標の説明〕

- ・ 水力発電事業譲渡
平成24年度末から平成26年度末の段階的な譲渡目標年度までに各発電所等の円滑な譲渡が完了するとともに、基本的な譲渡条件が守られることで達成される指標。
- ・ 発電施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(91施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。(平成25年度までに全て完成予定。)
- ・ 設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(56設備)のうち、計画的に更新する割合。
- ・ 溢水電力量
発電機を停止しなければ発電できたであろう年間電力量。作業停止、故障停止を少なくするなど、効率的な維持管理、発電運用を行うことで達成される指標。
- ・ 供給電力量
中部電力(株)に供給する年間の電力量。降雨などの自然条件によるところが大きいいため、過去30年間の供給電力量の実績を基に算出。
- ・ 発電によるCO2削減量
発電した電力を供給することにより削減できたCO2の量。
- ・ 供給支障件数
電気関係報告規則第3条第2項の表第10号に規定される供給支障事故(一般電気事業者等に供給支障を発生させた事故)の件数。

RDF焼却・発電事業

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26 (目標値)
安全 ・安定 運転	RDF外部処理 委託量(t)	発電所の安定稼働	0	0	0	0	0
	RDF1t当たりの 発電量 (kWh/t)	電力が安全・安定供給さ れていること(廃棄物エネ ルギーの有効活用)	1,297	1,305	1,305	1,305	1,305

〔指標の説明〕

- ・ RDF外部処理委託量
県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量。発電機の法定点検(4年ごと)の際に必ず必要となる外部処理委託量は除きます。
- ・ RDF1t当たりの発電量
RDF1t焼却当たりの発電量。(発電電力量/RDF処理量)
故障停止を少なくするなど効率的な維持管理、発電運用などを行うことで達成される指標。
過去4年間の実績を基に算出。

(4) 収支計画

(単位:百万円)

区分		平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的 収支	営業収益	2,422	2,156	2,583	2,318	1,960
	附帯事業収益	788	803	826	846	818
	営業外収益	13	10	10	10	10
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	3,223	2,969	3,419	3,174	2,788
	営業費用	2,122	1,965	2,362	2,123	1,791
	附帯事業費用	1,068	1,040	962	1,194	908
	営業外費用	184	160	128	102	76
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	3,433	3,165	3,452	3,419	2,775
純利益	210	196	33	245	13	
当年度末未処理欠損金		2,435	2,631	2,664	2,909	2,896
資本的 収支	企業債	-	-	-	-	-
	補助金	-	-	-	-	-
	長期貸付金償還金	47	34	25	13	-
	その他収入	162	-	-	-	-
	収入計	209	34	25	13	-
	建設改良費	11	216	555	268	297
	償還金	554	502	507	509	440
支出計	565	718	1,062	777	737	
資本的収支不足額		356	684	1,037	764	737
資金 収支	前年度末内部留保資金	2,399	2,442	2,085	1,677	1,286
	純利益	210	196	33	245	13
	当年度分損益勘定留保資金等	609	523	662	618	617
	資本的収支不足額	356	684	1,037	764	737
	単年度資金収支	43	357	408	391	107
当年度末内部留保資金		2,442	2,085	1,677	1,286	1,179

- (注)・収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
・四捨五入のため合計が合わない場合があります。
・需要予測は参考資料P76を参照。

平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

収益的収支

- ・ 収入は、営業収益について、水力発電の電力料で約20億円～26億円を見込んでいます。附带事業収益については、現行料金と各製造施設のRDF製造量予測などから、電力料及びRDF処理受託料などで約8億円を見込んでいます。電気事業全体としては、営業外収益を加えて、約28億円～34億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、委託料や修繕費の年度間の増減などにより、水力発電事業では約19億円～25億円、RDF焼却・発電事業では約9億円～12億円を見込み、電気事業全体としては、約28億円～35億円を見込んでいます。
- ・ 収益的収支は、水力発電事業で約1億円の純利益を確保するとともに、RDF焼却・発電事業で収支の改善が見込まれることから、平成26年度は電気事業全体で純利益が確保できる見込みです。

(参考:水力発電事業)

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的 収支	営業収益	2,422	2,156	2,583	2,318	1,960
	営業外収益	13	10	10	10	10
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	2,435	2,166	2,593	2,328	1,970
	営業費用	2,122	1,965	2,362	2,123	1,791
	営業外費用	184	160	128	102	76
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	2,365	2,125	2,490	2,225	1,867
	純利益	70	41	103	103	103

平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

(参考:RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的 収支	附带事業収益	788	803	826	846	818
	営業外収益	-	-	-	-	-
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	788	803	826	846	818
	附带事業費用	1,068	1,040	962	1,194	908
	営業外費用	-	-	-	-	-
	特別損失	-	-	-	-	-
	費用計	1,068	1,040	962	1,194	908
純利益	280	237	136	348	90	

資本的収支

- ・ 収入は、新規の企業債を発行しないことから、平成23年度以降は、長期貸付金償還金のみを毎年度約1千万円～3千万円と見込んでいます。
- ・ 支出は、企業債の償還とともに、平成26年度末までに計画どおり水力発電事業を民間譲渡した後も安定的に発電事業が継続できるよう施設改良計画に基づく工事を実施していきます。

資金収支

- ・ 資金収支については、企業債を発行しないことを原則としているため、単年度赤字となりますが、平成26年度末の内部留保資金について約12億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- 平成26年度末までの譲渡を予定していることから、計画期間中は企業債の新規発行を行わず通常償還のみとし、平成22年度末で約36億円の企業債残高を平成26年度末までに約17億円まで減少させます。

【長期債務残高】

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	504	502	507	508	440
	年度末残高	3,614	3,112	2,605	2,097	1,657
	うち高金利企業債	1,252	973	694	417	192

(注)高金利企業債は年利5.0%以上のものを計上。

(参考:水力発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	497	495	501	504	436
	年度末残高	3,589	3,094	2,593	2,089	1,653
	うち高金利企業債	1,252	973	694	417	192

平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

(参考:RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	7	7	6	4	4
	年度末残高	25	18	12	8	4
	うち高金利企業債	-	-	-	-	-

第6章 環境への配慮と地域貢献活動(企業の社会的責任(CSR))の取組

「企業の社会的責任(CSR = Corporate Social Responsibility)」を果たすため、事業経営に影響を及ぼさない範囲で経済性も考慮しつつ、環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組みます。

1 環境に配慮した事業活動の取組

(1) ISO14001環境マネジメントシステムの取組

本庁については、ISO14001認証対象組織として引き続き継続的な環境負荷低減に取り組みます。また、認証対象としていない各水道事務所や発電所などは、「オフィス活動」や「グリーン購入の取組」でISO14001に準じた取組を行います。

(2) 企業庁における地球温暖化対策の取組

企業庁では「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、省エネルギーのための管理基準や目標を定めるとともに、目標達成に向けた中長期計画を策定し、省エネルギーに取り組むことで、温室効果ガスの削減に努めていきます。

また、「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、オフィス活動における様々な温室効果ガスの排出削減にも努めていきます。

新エネルギー発電設備の維持管理

新エネルギーである既設の太陽光発電設備及び小水力発電設備について、適切な維持管理を行い、効率的な運用をはかることで有効活用していきます。

省エネ機器への更新

耐用年数を迎えた機器の更新に併せて、省エネ機器への転換をはかっていきます。

物品の購入について

物品の購入などについて、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく製品の優先購入・使用に努めます。

低公害車の導入

新規・更新購入の公用車は、県で定める「三重県低公害車等技術指針」に基づき、用途に応じた低公害車を導入します。

(3) 水源涵養林の育成

電気事業において、宮川上流域の水源涵養林の育成をはかるため、環境森林部が行う森林環境創造事業や、漁業協同組合などが行う植樹、育林の取組に参画します。

2 施設開放等による地域貢献活動の取組

(1) スポーツ・レクリエーション施設としての開放

- ・ 運用に支障が生じない範囲で、引き続き伊坂ダムや山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放します。
- ・ 県内唯一の公認漕艇場である三瀬谷ダム湖を、引き続き地元高校や地域イベントなどに開放します。

(2) 震災時における施設の提供

震災等の災害発生時、必要に応じて各浄水場等を給水拠点として提供するとともに、発電管理事務所などを非常用炊き出し施設として提供します。

(3) 地域との交流

- ・ 浄水場の施設見学を受け入れることにより、学校教育や社会教育の場として活用をはかります。
- ・ 三瀬谷発電管理事務所において、地域の祭りやイベントへの参加や、宮川流域ルネッサンス事業¹の「エコフィールドミュージアム」²に登録されている施設の案内を通じて、水力発電や宮川の状況を広報していきます。
- ・ 宮川発電管理支所において、施設に近接する世界遺産の熊野古道「始神峠」³の環境整備に協力します。

< 参 考 >

1 宮川流域ルネッサンス事業

水量の確保や水資源の有効活用などの水問題、水質浄化や保水力豊かな森林の整備などの環境問題、自然環境と調和した産業の推進などの地域振興問題と広範囲にわたる宮川流域の課題に対し、共通の理念・計画に基づき、流域住民と一緒に総合的、一体的に取り組むために県が行っている事業。

2 エコフィールドミュージアム

「豊かな環境を実感できる場所・もの・こと」として登録されている宮川流域エコミュージアムのフィールドのこと。奥伊勢湖や三瀬谷ダムもフィールドリストに登録されています。

3 熊野古道「始神峠」

紀伊半島南部にあたる熊野の地と伊勢や大阪・和歌山、高野及び吉野とを結ぶ古い街道のうち、紀伊長島区と海山区の境に位置する峠。登り口は宮川第二発電所の西側にあり、近年、地元の人たちによって整備された古道。

第7章 経営基盤強化の取組

1 柔軟で効率的な組織体制の整備

(1) 組織改正方針

企業庁の組織の状況

企業庁の組織体制について、企業庁を取り巻く環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的・効果的なものであることが求められています。

また、「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化するにあたり、企業庁の担う業務は大きく変化し、必要となる組織体制も変化することが見込まれます。

組織改正の取組

企業庁の業務の変化に適切に対応し、「安全・安心・安定」供給の実現と非常時の危機管理に配慮しながら、最小の人員で最大の効果を得るための組織体制を柔軟に整備します。

具体的には、水力発電事業の民間譲渡、水道・工業用水道事業の技術管理業務の包括的な民間委託等により、これらの業務を所管する事業所の縮小・廃止に向けた取組を行います。

上記の取組により、簡素で効率的な組織を実現します。

(2) 定員管理計画

企業庁の定員の状況

企業庁の定員について、業務量に応じ、効率的な定員配置が求められています。

また、「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化するにあたり、企業庁の担う業務は大きく変化することから、必要となる定員についても変化することが見込まれます。

定員管理の取組

業務の変化に適切に対応し、最適な定員管理を行うことで、総人件費を抑制し、企業庁の健全な経営を実現するよう取り組みます。

具体的には、組織の縮小・廃止等に伴う定数の削減、事務の効率化による定数の削減を行うとともに、計画的な施設改良の推進等に必要な職員を柔軟に配置することにより、適正な人員の配置を行います。

上記取組により企業庁の定員は減少するため、企業庁で技術的職務に従事している職員を中心に、知事部局等と調整、連携して幅広い分野での配置を検討します。

年次別計画

【平成23年度 平成24年度】

水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の導入、志摩水道の志摩市水道事業への一元化に伴う志摩市への技術支援の一部終了等による人員削減及び技術管理業務の包括的な民間委託後の監督、新規水道給水事業、施設改

良の推進等への人員配置に取り組み、平成24年度の適正な人員配置を行います。

【平成24年度 平成25年度】

技術管理業務の包括的な民間委託の進展に伴う業務量の縮小、志摩水道の志摩市水道事業への一元化に伴う志摩市への技術支援の一部終了、資産管理業務の減、施設改良の進展に伴う業務量の縮小等による人員削減及び水道料金の改定等への人員配置に取り組み、平成25年度の適正な人員配置を行います。

【平成25年度 平成26年度】

志摩水道の志摩市水道事業への一元化に伴う志摩市への技術支援の終了等による人員削減及び水道料金の改定等への人員配置に取り組み、平成26年度の適正な人員配置を行います。

【平成26年度 平成27年度】

水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の拡大、水力発電事業の民間譲渡に伴う電気事業の減、水道料金改定業務の減、新規水道給水事業の終了等による人員削減及び技術管理業務の包括的な民間委託後の監督、RDF焼却・発電事業の調整、施設改良の推進等に取り組み、平成27年度の適正な人員配置を行います。

相手方との折衝など不確定な要素が多いため、年度と内容について今後相手方との協議や委託の検証状況等により変動する可能性はありますが、上記のとおり取り組み、適正な定員の管理を行います。

【定員の増減要素】

業務の見直し		
年度	減要素	増要素
H23	水道用水供給事業の一元化	技術管理業務の包括的な民間委託
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩市への一元化に伴う技術支援の一部終了 技術管理業務の包括的な民間委託に伴う業務量の縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における播磨浄水場及び水沢浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託による播磨浄水場及び水沢浄水場の職員の減 ・中勢水道事務所の運転監視業務委託の導入による職員の減 ・多気浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託による職員の減 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における播磨浄水場及び水沢浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託の監督業務 ・中勢水道事務所の運転監視業務委託の監督業務 ・多気浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託の監督業務 新規水道給水事業 施設改良の推進

業務の見直し		
年度	減要素	増要素
H24 H25	水道用水供給事業の一元化 （・志摩市への一元化に伴う技術支援の一部終了） 技術管理業務の包括的な民間委託の進展に伴う業務量の縮小 （・技術管理業務の包括的な民間委託の導入業務の減 ・北勢水道事務所の民間委託の監督業務の減 ・中勢水道事務所の運転監視業務委託の監督業務の減） 資産管理業務の減 施設改良の進展に伴う業務量の縮小	水道料金の改定
H25 H26	水道用水供給事業の一元化 （・志摩市への一元化に伴う技術支援の終了）	水道料金の改定
H26 H27	技術管理業務の包括的な民間委託の進展に伴う業務量の縮小 （・大里浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託による職員の減 ・高野浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託による職員の減） 水力発電事業の民間譲渡 （・三瀬谷発電管理事務所及び同支所、電気事業室の廃止 ・水力発電事業の民間譲渡に伴う水力発電事業に携わる職員の減） 水道料金改定業務の終了 新規水道給水事業の終了	技術管理業務の包括的な民間委託 （・大里浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託の監督業務 ・高野浄水場の技術管理業務の包括的な民間委託の監督業務） R D F 焼却・発電事業の調整 施設改良の推進

志摩水道の志摩市水道事業への一元化に伴う志摩市への技術支援等に要する年度と内容について、今後の相手方との協議により、変動する可能性があります。

技術管理業務の包括的な民間委託にかかる人員については、委託業務にかかる監督体制や危機管理体制など詳細検討により、変動する可能性があります。

水力発電事業の民間譲渡にかかる人員については、今後の相手方との協議により、変動する可能性があります。

2 技術継承と人材育成

(1) 基本的な考え方

新たなステージにおける技術力

- ・ これからの企業庁職員には、包括的な民間委託における受託事業者に対する技術指導、業務管理、緊急時対応などの技術管理業務の監督ができる能力が必要です。
- ・ 包括的な民間委託の導入や経験豊富な職員の退職に伴い、特に緊急時の対応や大規模な施設改良に係わる技術の継承が必要です。
- ・ 今後は、少数精鋭の組織体制による事業運営へシフトしていく方向になることから、職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術が必要です。

経営に必要とされる能力

- ・ 施設整備計画や財政計画の策定、料金設定などの経営の根幹に関わる業務においては、財務内容や関係諸法令、施設全体の状況などを始めとした企業庁の業務全般についての幅広い知識や技術が必要です。
- ・ これらの知識や技術をベースに、現状の課題を正確に把握し、その課題を解決したうえで、将来を見通した計画立案などの事業運営全般をマネジメントできる能力が必要です。

(2) 具体的な取組

新たなステージにおける技術力向上の取組

ア 技術力向上、技術継承に向けた取組

- ・ 包括的な委託の拡大に伴い、職員が経験を積む機会が減少していくことから、企業庁専門研修やOJTを組み合わせることで技術継承に取り組んでいきます。
- ・ 施設の維持管理や施設整備などの業務に必要とされる知識や技術に加え、技術管理業務の監督に必要な知識や技術をISO9001に基づく必要な力量として定めており、その確認を行うことでOJTへの反映や計画的な研修の実施につなげます。
- ・ 計画的な研修を実施するために、対象職員のレベルや必須研修などを明確にした研修計画を作成します。
- ・ 緊急時等における判断能力、公共工事における設計・積算や現場監督能力など、研修を受講するだけでは実践に移すことが難しいと考えられる能力については、より高い技術力を有している職員によるOJTで育成します。
- ・ 定期的に受託事業者と緊急時対応等の実践的な訓練を実施します。
- ・ 計画的に技術力の向上をはかるため、採用後10年以内に経験すべき業務に配慮します。
- ・ ベテラン職員が持っているノウハウを共有するとともに、指導監督業務に役立てるため、必要なマニュアルとして整備します。

イ 資格取得支援

電気主任技術者を始めとした業務運営上必要な資格・免許の保有者を確保するため、職員が資格・免許を取得するために要した経費を助成します。

経営に必要とされる能力の育成・開発

- ・ 職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術が習得できるように、技術系職員を対象とした公営企業会計研修などを始めとした研修メニューを充実させます。
- ・ 事業所と本庁間や知事部局との定期的な人事交流などにより幅広い業務を経験させます。

3 危機管理体制強化の取組

漏水事故、水質汚染、大規模地震など、非常時において、迅速で的確な対応がとれるよう、危機管理の強化に取り組みます。

(1) 適切な危機管理及び計画的な施設整備

「三重県企業庁防災危機管理推進計画」に基づき、非常時における適切な危機管理を行うとともに、大規模地震などに対応できる計画的な施設整備を推進します。

(2) ISO9001による危機管理の推進

ISO9001品質マネジメントシステム¹を活用して、現場の業務に応じた作業手順や危機管理手順などをマニュアルに定め、継続的な改善を行うことにより、状況に応じ迅速・的確に対応できる体制を整えます。

(3) 危機管理マニュアルによる研修・訓練の実施と検証

危機管理マニュアル研修や訓練を各所属において毎年度実施し、職員の危機管理意識や能力の向上をはかるとともに、結果の検証を行い、マニュアルの実効性を高めます。

(4) 緊急時における初動体制の充実・強化

「企業庁職員非常参集体制」により、夜間休日等の災害発生時などにおける迅速な初動体制を確保します。

(5) OBボランティアとの連携による応急対策の推進等

「大規模震災時における水道業務経験者協力制度」に基づく水道業務経験者(団体名「みえ水道ボランティア」)の支援協力による応急対策活動の効率的な推進をはかるため、毎年度訓練を実施します。

(6) 市町等と連携した訓練の実施

水道災害時に県内の全市町等が行う応援活動を定めた「三重県水道災害広域応援協定」により、他の市町等への応援活動を迅速かつ円滑に行うため、市町等と連携した訓練を定期的実施します。

(7) 業界団体と連携した訓練等の実施

「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」²に基づき、水道や工業用水道の施設に災害が発生した際に、企業庁と(社)三重県建設業協会及び(社)三重県測量設計業協会が協力して連絡調整をはかり、速やかに災害復旧工事などの活動に対応できるよう毎年度訓練を実施します。

<参考>

1 ISO9001品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムに関する国際規格。品質方針・品質目標を設定し、その目標を達成するためPDCAのマネジメントサイクルにより維持管理・改善していく仕組みの規格。

2 地震・津波・風水害などの災害発生時における基本協定

企業庁と(社)三重県建設業協会及び(社)三重県測量設計業協会が、災害発生時の調査・応急復旧工事の実施に係る基本的な事項に関し締結する協定。

4 ISO9001による品質向上への取組

(1) ISO9001を活用した業務の継続的改善

経営品質向上活動の一環としてISO9001品質マネジメントシステムを活用し、「顧客満足の上昇」、「品質管理の徹底と業務の継続的改善」、「業務の透明性の確保」を推進します。

【ISO9001品質マネジメントシステムの実施計画】

取組項目	実施計画	取組内容
マネジメントレビュー	2回/年	品質保証委員会における業務改善などに関するレビュー
是正処置、予防処置	随時	業務の不具合の再発防止、未然防止
内部品質監査	1回以上/年	職員による監査
外部審査	1回/年	第三者機関による審査 ・維持審査：平成23、25、26年度に実施 ・更新審査：平成24年度に実施

(2) 業務に必要な力量の確保

職員が業務に必要な力量を確保するため、各所属の業務に必要な力量を文書化しています。

計画的な教育・訓練の実施と効果の確認により必要な力量の維持・向上をはかります。

5 広報活動方針

経営の透明性を高め、県民やユーザーの安心感や信頼を醸成していくため、企業庁の事業の内容や経営に関する情報をわかりやすく提供します。

(1) 目的を明確にした広報活動の展開

安心感や信頼を醸成する情報提供 ~サービスの中身を知ってもらう~
業務内容や施設の運転管理、水質などに関する情報など具体的なサービス供給の内容や事業の実施状況を幅広くタイムリーに提供します。

(主な取組) ホームページ、施設見学会などによる情報の発信、報道機関やユーザーへの迅速かつ的確な情報提供、地域便りの定期的な発行など

公営企業の説明責任への的確な対応 ~経営について理解してもらう~
公営企業としての説明責任を果たすため、各事業の県の施策における成果や、経営方針、各種計画、財務・会計の状況など経営に関する様々な情報をわかりやすい形で提供します。

(主な取組) 長期経営ビジョンや中期経営計画等に関する情報提供、出前トークの実施、ユーザー説明会の開催、県議会への情報提供など

社会的責任(CSR)の取組の推進 ~環境について考えてもらう~
公営企業としての社会的責任を果たすため、水・電気の供給の仕組みや水資源の有効利用のための取組などについて学ぶ機会を提供するとともに、それらの取組を広く情報発信します。

(主な取組) 浄水場など見学会の実施、地域のイベントなどでの啓発活動、森林保全などの地域貢献活動に関する情報発信など

(2) 広報活動の効果・効率性の向上

企業庁の事業特性を生かした広報 ~体験してもらう、聞いてもらう~
日頃の業務活動や浄水場等の経営資源を十分に活用し、環境の大切さを学ぶ機会を提供するなど、施設の公開や職員との対話などを通して県民等の理解を促進する広報活動を展開します。

多様なメディアの特長を生かした広報 ~見てもらう、読んでもらう~
対象やねらいを明確にし、その活用方法を検討・工夫するとともに、相乗効果が発揮されるよう、複合的にメディアを活用しながら広報活動に取り組みます。

(主な取組) ボトルウォーターなどのPRグッズの活用、ホームページの充実、事業概要「水の恵み」の継続的な見直し、県広報誌(県政だより)などの活用など

6 財務運営方針

今後予想される厳しい経営状況に対応し、効率的な財務運営に取り組むため、「三重県企業庁財務運営方針」に基づき、各事業において計画的で統一的な財務運営を行います。

(1) 水道用水供給事業・工業用水道事業

① 自己資本の充実

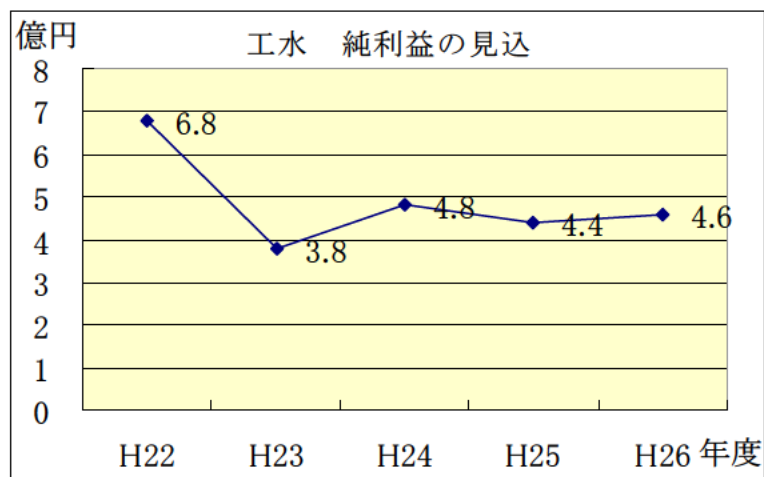
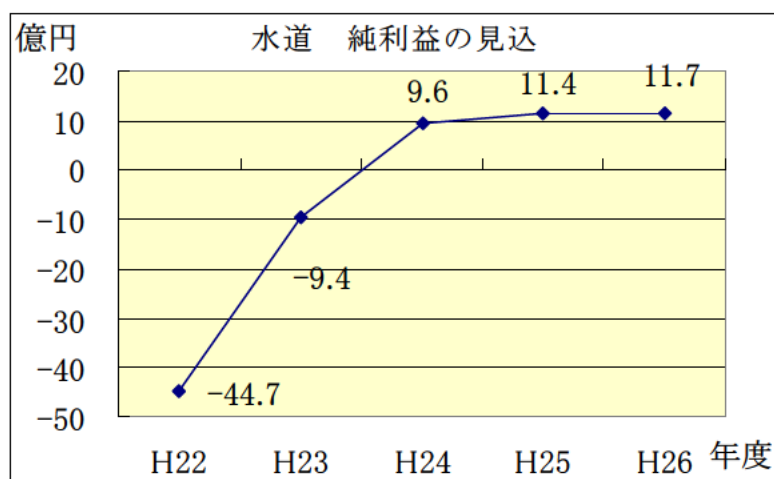
経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行い、最小の経費で最良のサービスを安定的、継続的に提供することにより、適正な純利益を確保します。

純利益は、減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当することにより、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の充実をはかります。

なお、水道事業において、市水道事業への一元化に伴い、平成22年度に約45億円、平成23年度に約9億円の純損失となる見込みであり、利益積立金を約33億円取崩し、充当する予定であります。平成23年度末には約21億円の未処理欠損金が生じる見込みです。

また、平成24年度以降は約10億円～12億円の純利益が確保できる見込みであることから、この未処理欠損金は平成25年度までに解消できる見込みです。

【純利益の見込み】



【自己資本構成比率¹の予想】

水道事業

指標	全国平均 (H20末)	H22末 (見込)	H26末 (予想)
自己資本 構成比率	64.1%	68.4%	78.1%

工業用水道事業

指標	全国平均 (H20末)	H22末 (見込)	H26末 (予想)
自己資本 構成比率	61.6%	77.1%	81.5%

利息負担の軽減

平成22年度末の企業債残高見込額は、水道事業で約478億円、工業用水道事業で約213億円になります。企業債の金利別の内訳は、次頁の図のとおりで利率5.0%以上のものが水道事業で約1.1%、工業用水道事業で約5.1%を占めています。また、水資源機構割賦負担金の残高見込額は、平成22年度末で、水道事業約13億円、工業用水事業約35億円となっています。

こうした高金利の長期債務の利息負担が事業収支の負担となっております。

このため、引き続き高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰上償還^{2、3}を実施することにより、利息負担の軽減をはかることとします。平成23年度以降に、工業用水道事業において、水資源機構割賦負担金の償還限度額までの約12億円の繰上償還を計画しています。

< 参 考 >

1 自己資本構成比率

総資本(資本・負債)に占める自己資本の割合を示すもので、高いほど好ましいとされています。水道事業は、施設建設費の財源の多くを企業債により調達しているため、この率は一般的に低い傾向にあります。財務基盤を強化していくためには、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の醸成に努め、この比率を高めていくことが必要です。

$$(\text{算式}) \quad (\text{自己資本金} + \text{剰余金}) / (\text{負債} + \text{資本}) \times 100$$

2 高金利企業債の繰上償還

高金利の企業債を繰上償還することで、後年度の利息負担を軽減します。ただし、繰上償還を行う際には、対象となる利率が制限されたり、資本費による条件などをクリアする必要があります。

(資本費の算式)

水道 (利息 + 減価償却費) / 有収水量

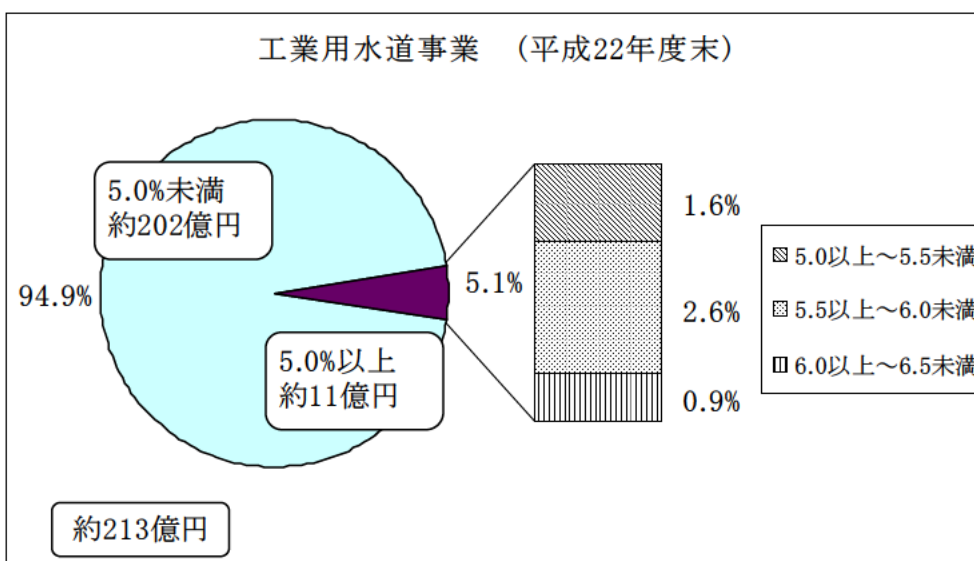
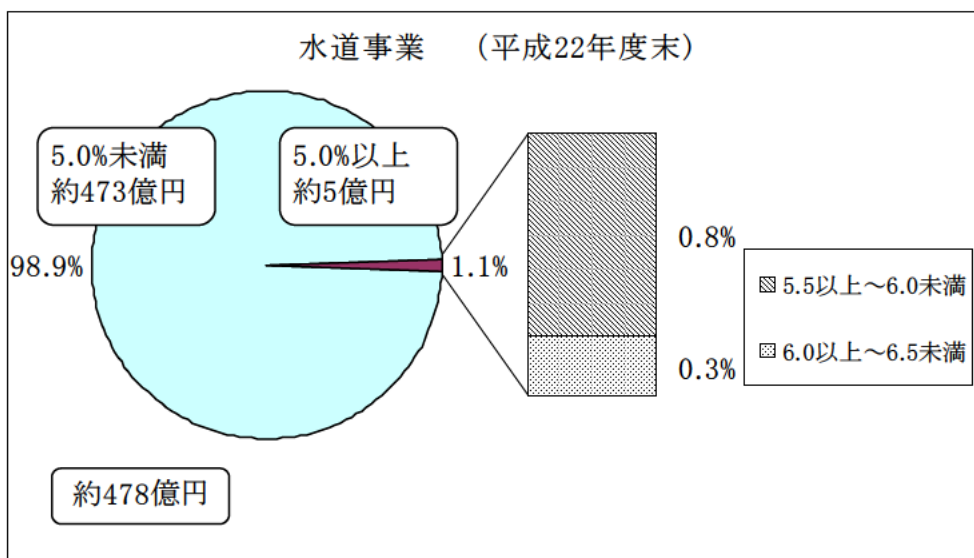
工業用水道 (利息 + 減価償却費) / 配水能力

3 水資源機構割賦負担金の繰上償還

水資源機構の割賦負担金を繰上償還することで、後年度の利息負担を軽減します。ただし、繰上償還の限度は、繰上償還額の累計が平成19年度末の割賦元金残高の1/2に相当する額を超えない額であり、繰上償還の全体額も年度間で変動があります。

なお、繰上償還の原資は、より低利の企業債や内部留保資金を利用しています。

【金利別企業債残高グラフ】



【利息負担軽減額 (予想)】

単位：百万円

事業区分	平成23年度以降の取組	利息負担軽減額 (予想)	左記うちH23～H26の軽減額
工業用水道事業	水機構負担金の繰上償還 (12億円)	185	141
計		185	141

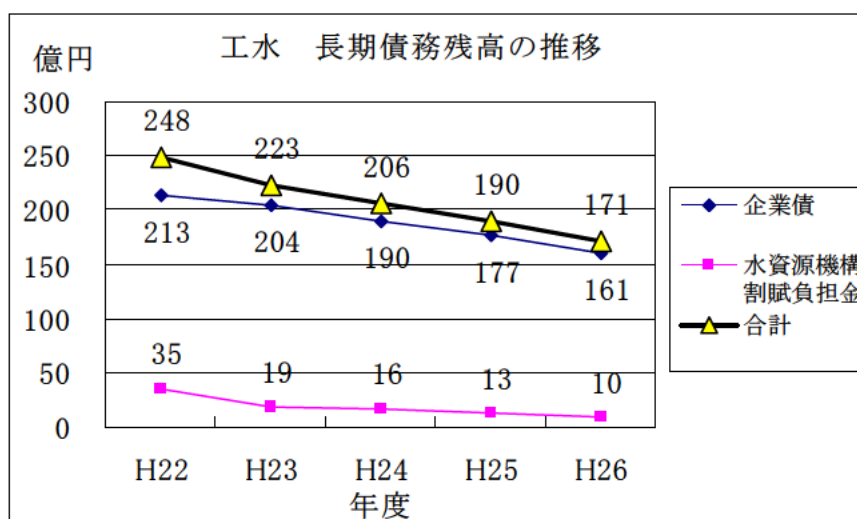
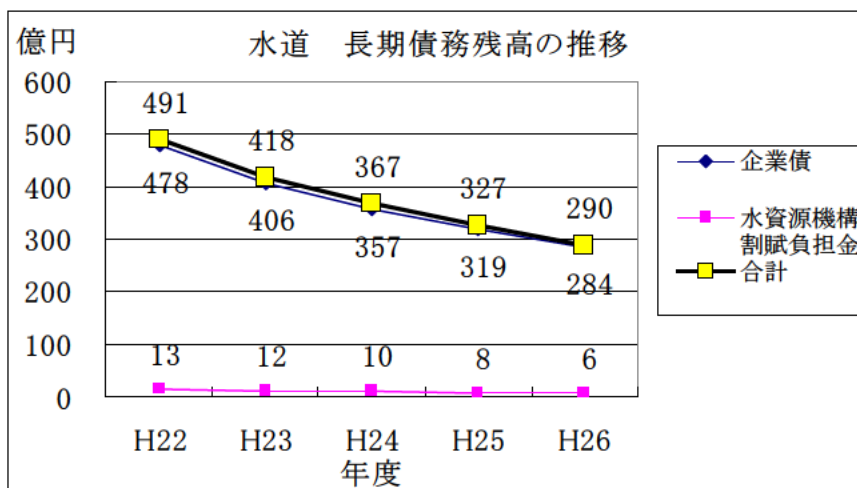
※水機構負担金の繰上償還に伴う利息負担軽減額には、財源となる企業債利息(年利1.41%で試算)を含んでいます。

③ 企業債発行の抑制

今後、安定供給のため、施設の耐震化対策や老朽劣化対策など、多額の建設改良費が見込まれます。この建設改良費の財源として企業債を増加させることは、水需要の横ばい傾向が続き料金収入が伸びないなかで、後年度の負担を増加させることとなります。

このため、毎年度の企業債発行額は、毎年度の企業債の償還額以内を原則として、企業債の発行を抑制していきます。

【長期債務（企業債残高等）の推移（予想）】

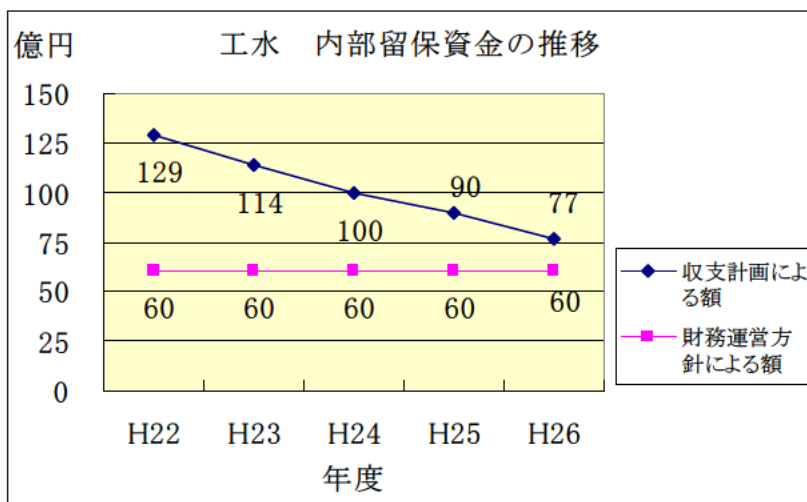
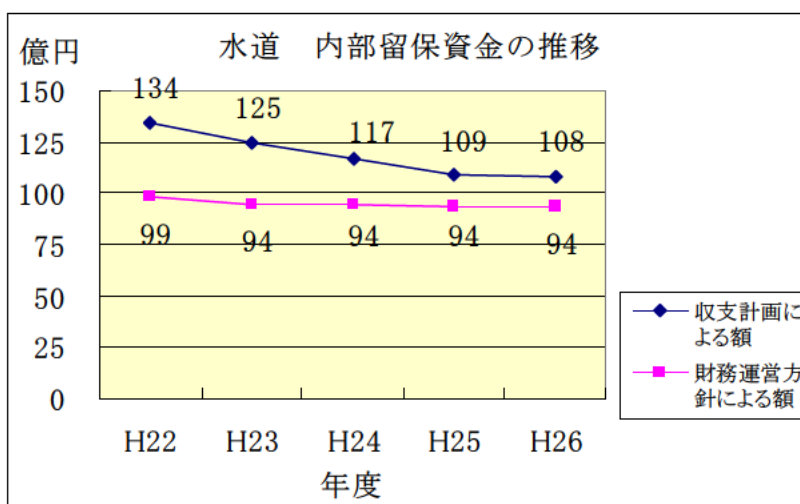


④ 内部留保資金の確保と活用

内部留保資金の維持すべき水準は、震災などにより収入の大部分を占める料金収入が全く見込めない状況に陥った場合においても、事業運営に支障をきたさないようにするため、「営業収益の1年分の額」程度を確保することとして運営します。

平成22年度末の内部留保資金の水準は、水道事業、工業用水道事業とも、この水準を上回っているため、内部留保資金を建設改良費や長期債務の繰上償還の財源に充当するなど効率的に活用します。

【内部留保資金の推移（予想）グラフ】



※ 水道事業及び工業用水道事業では、平成26年度以降も大規模な改良を実施していくため、内部留保資金を活用していきます。

(2) 電気事業

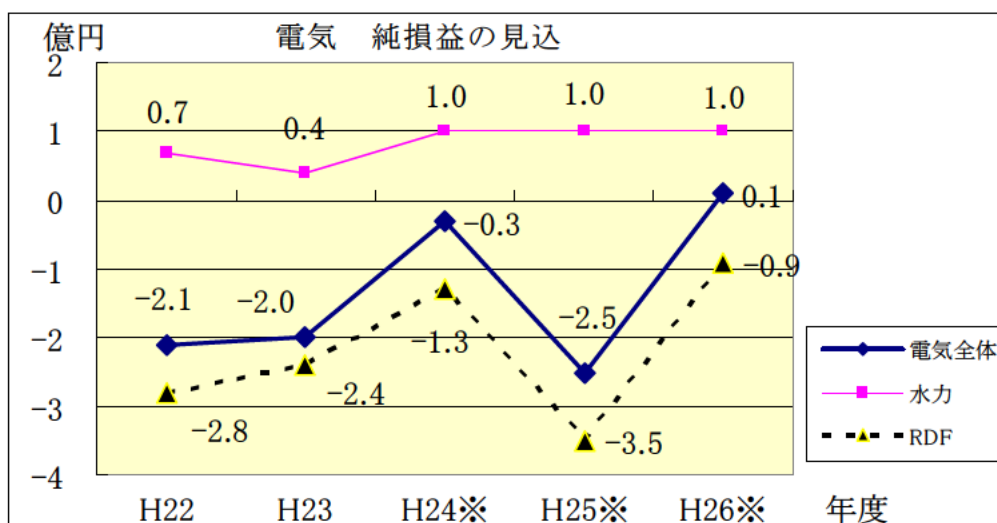
水力発電事業は、平成26年度末に段階的な民間譲渡の完了を予定しており、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡が完了する平成26年度まで引き続き附帯事業として運営することとします。なお、水力発電事業の民間譲渡後、平成28年度までは企業庁が引き続き任意適用事業として運営することとします。

そのため、次のような運営を行っていきます。

① 民間譲渡等へ向けての取組

- ・ 水力発電事業については、民間譲渡後も引き続き安全・安定運転を継続できるよう、必要な修繕などを行うとともに、純利益の確保に努めます。
- ・ RDF焼却・発電事業については、安全・安定に配慮した運転を継続するとともに、純損失の縮小に努めます。

【純損益の見込み】

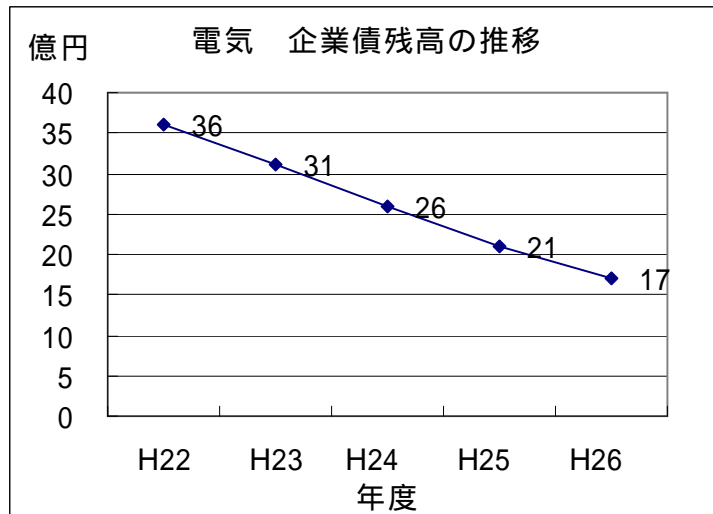


※ 平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

企業債残高の縮小

新たな企業債は発行せず、既存の企業債は、内部留保資金などにより償還を行っていくことで、平成22年度末で約36億円の企業債残高を、平成26年度末までに約17億円まで減少させます。

【企業債残高の推移(予想)】

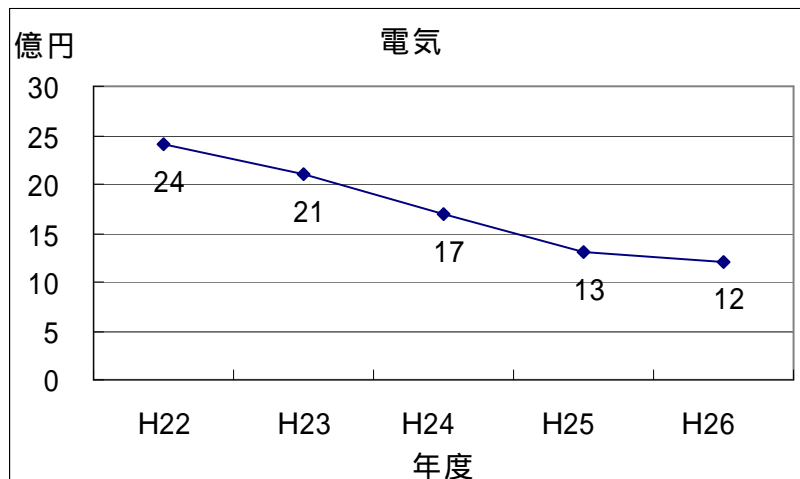


平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

内部留保資金の確保

内部留保資金(平成22年度末 約24億円)は、施設の改良や企業債の償還財源などに充当するため減少しますが、必要な額の確保に努めます。

【内部留保資金の推移(予想)】



平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

電気事業会計の清算

水力発電事業の民間譲渡に伴って、電気事業会計を清算することになるため、この清算方法について、早急に検討します。

7 適正な資産管理の取組

(1) 資金運用

「三重県企業庁資金運用方針」により、金利動向を注視し、安全でより効率性の高い運用に努めます。

(2) 電気事業の民間譲渡等に伴う資産の精査

現在、固定資産台帳と現場資産との照合とそれに伴う固定資産台帳の精査を行っており、譲渡時期に合わせて資産データの移管を行います。また、事業用地の境界確認や境界杭設置、管理用図面の整備、未登記土地の解消を、引き続き行います。

(3) 未利用資産の計画的な処分・活用

電気事業の民間譲渡において、譲渡しない資産や土地については、譲渡時期を目途に、売却、他事業への用途変更、一般会計への移管など、計画的な処分を行っていきます。

その他の未利用資産について、売却処分が可能なものは順次売却を行い、売却が困難なものは、関係市町への譲渡、事業用地としての有効利用などにより、未利用資産の解消に努めます。

(4) 未事業化資産の取り扱い

長良川河口堰水源等、未事業化資産の取り扱いについて、その処理方向について検討を進めます。

長良川河口堰水源について、新規のユーザー獲得が困難な状況で、長期にわたって建設仮勘定に計上されており、今後、この取り扱いについては関係機関と十分な調整を行います。

第8章 計画達成状況の公表・評価方法

1 成果指標の実績把握と公表

「第2次中期経営計画」で設定した成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証します。

計画内容については、進捗状況の検証結果や経営環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

計画の進捗状況については、毎年度、ホームページなどにより公表します。

2 「三重県企業庁の経営に関する懇談会」の開催

ユーザー、有識者などを構成員とする「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を毎年開催し、事業の実施状況や経営の状況について、情報を提供し、幅広い意見をいただき、事業運営に生かしていきます。

懇談会でいただいた意見を経営の参考としながら、「長期経営ビジョン」や「第2次中期経営計画」を着実に推進します。

(参考資料)

<目 次>

1	長期経営ビジョンの経営方針と経営目標	69
2	企業庁中期経営計画及び他の個別計画との関係(イメージ図)	70
3	企業庁の主な個別計画(一覧表)	71
4	平成21年度における各事業の決算状況	72
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
5	事業別の需要予測	74
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
6	各事業の料金	77
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
7	第2次中期経営計画期間中の主な耐震化対象施設	79
	(1) 水道用水供給事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 電気事業	
8	浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画	81
9	企業庁の施設位置図	82
10	「企業庁あり方に関する基本的方向について」(平成19年2月14日)	83

1 長期経営ビジョンの経営方針と経営目標

(1) 経営方針

県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供します。

経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点による簡素で効率的な事業運営を行います。

市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップにより、県全体の「安全・安定」供給に貢献します。

計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上します。

「企業の社会的責任(CSR)」を自覚し、環境や地域への積極的貢献を行います。

技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成します。

(2) 経営目標

水道用水供給事業

- ・それぞれの地域の特性に応じた形態により、市町や民間事業者と協働し、「水源から家庭の蛇口まで」の「安全・安心・安定」供給に取り組みます。
- ・時代の変化に即応した経営改善を推進し、効率的な事業運営のもとニーズに即したサービスを提供します。

〔数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件〕

工業用水道事業

- ・県内の事業者に対し良質な工業用水を安定的に供給し、地域の経済・産業の活性化に貢献します。
- ・時代の変化に即応した経営改善を推進し、企業ニーズに応じた効率的な事業運営を行うとともに、新規需要に迅速・的確に対応します。

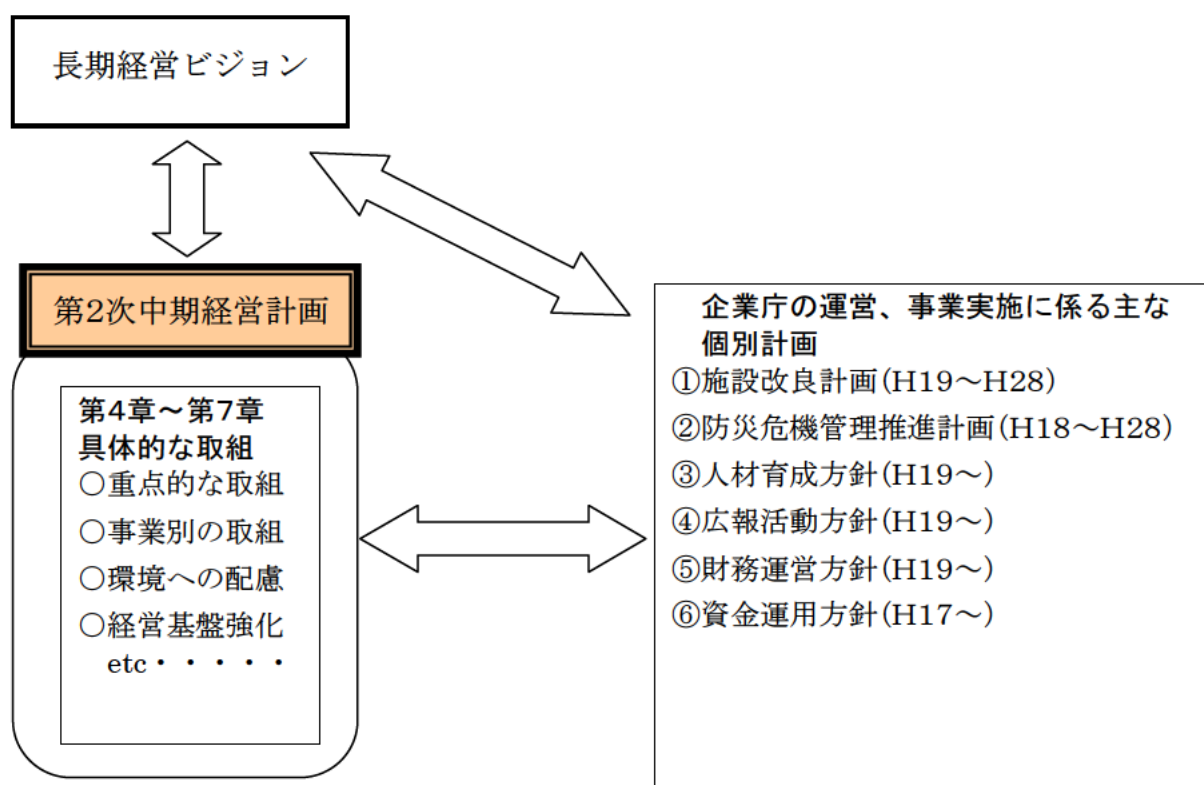
〔数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件〕

電気事業

- ・水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

〔数値目標：平成21年度末までの民間譲渡
運営期間中の安全・安定供給
年間溢水電力量6,000千KWh、RDF外部処理委託量 0t〕

2 企業庁中期経営計画及び他の個別計画との関係(イメージ図)



3 企業庁の主な個別計画（一覧表）

	計画名	策定年月日	計画期間	目的（概要）
1	三重県企業庁施設改良計画	平成19年11月	10年間	大規模地震に備えるための耐震化対策、耐用年数を経過した施設の老朽劣化対策などの施設改良を計画的・重点的に実施するために定めるもの
2	三重県企業庁防災危機管理推進計画	平成18年3月 (平成19年12月一部改定、平成23年3月一部改定)	3年間 (10年間)	災害・事故などの対策、事業別の耐震化計画・安全対策など、企業庁の防災や危機管理に係る取組方針を定めたもの
3	三重県企業庁人材育成方針	平成19年11月	-	企業庁の求める人材像や職員に必要な職務能力を明らかにするとともに、能力開発と技術継承の方法など人材育成の仕組みや体制について定めるもの
4	三重県企業庁広報活動方針	平成23年3月 予定	-	県民の安心感や信頼を醸成するとともに、経営の透明性を高めるため、企業庁の広報活動の目標や取組方向を定めるもの
5	三重県企業庁財務運営方針	平成19年11月	-	計画的・効率的な事業運営を行うため、財務運営の基本方針を明確にするため定めるもの
6	三重県企業庁資金運用方針	平成17年3月	-	企業庁の資金の確実かつ効率的な運用をはかるため、その運用及び管理に係る基本方針を定めたもの

4 平成21年度における各事業の決算状況

(1) 水道用水供給事業

比較損益計算書(H21.4.1~H22.3.31) (単位:百万円、%)

費 用				収 益			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
営業費用	7,721	8,464	109.6	営業収益	10,675	11,723	109.8
営業外費用	1,826	1,618	88.6	営業外収益	453	277	61.1
特別損失	-	26	皆増				
当年度純利益	1,581	1,893	119.7				
合 計	11,128	12,000	107.8	合 計	11,128	12,000	107.8

比較貸借対照表(H22.3.31) (単位:百万円、%)

資 産				負 債・資 本			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
固定資産	185,351	183,240	98.9	固定負債	7,215	6,859	95.1
流動資産	14,447	14,606	101.1	流動負債	941	1,014	107.8
				負債合計	8,157	7,873	96.5
				資本金	137,940	134,337	97.4
				自己資本金	70,330	72,520	103.1
				借入資本金	67,610	61,817	91.4
				剰余金	53,702	55,636	103.6
				資本合計	191,641	189,974	99.1
合 計	199,798	197,847	99.0	合 計	199,798	197,847	99.0

(2) 工業用水道事業

比較損益計算書(H21.4.1~H22.3.31) (単位:百万円、%)

費 用				収 益			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
営業費用	4,772	4,766	99.9	営業収益	6,274	6,121	97.6
営業外費用	702	657	93.6	営業外収益	125	76	60.8
特別損失	18	370	2055.6	特別利益	-	12	皆増
当年度純利益	906	416	45.9				
合 計	6,398	6,209	97.0	合 計	6,398	6,209	97.0

比較貸借対照表(H22.3.31) (単位:百万円、%)

資 産				負 債・資 本			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
固定資産	120,619	120,448	99.9	固定負債	11,655	10,662	91.5
流動資産	14,584	14,842	101.8	流動負債	572	506	88.5
				負債合計	12,227	11,167	91.3
				資本金	81,154	82,660	101.9
				自己資本金	57,595	59,833	103.9
				借入資本金	23,559	22,827	96.9
				剰余金	41,822	41,462	99.1
				資本合計	122,976	124,122	100.9
合 計	135,203	135,290	100.1	合 計	135,203	135,290	100.1

(3) 電気事業

比較損益計算書(H21.4.1~H22.3.31)

(単位:百万円、%)

費 用				収 益			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
営業費用	1,921	1,811	94.3	営業収益	2,330	2,162	92.8
附帯事業費用	1,009	1,208	119.7	附帯事業収益	756	749	99.1
営業外費用	244	212	86.9	営業外収益	27	18	66.7
				当年度純損失	61	302	495.1
合 計	3,174	3,231	101.8	合 計	3,174	3,231	101.8

比較貸借対照表(H22.3.31)

(単位:百万円、%)

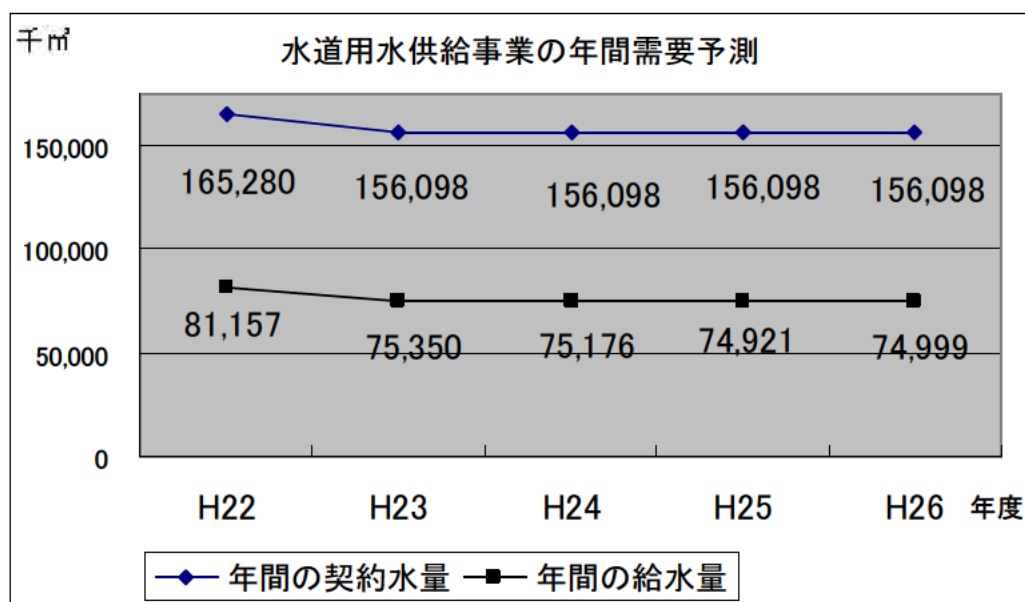
資 産				負 債・資 本			
科 目	20年度	21年度	前年度比	科 目	20年度	21年度	前年度比
固定資産	16,473	15,850	96.2	固定負債	527	342	64.9
流動資産	3,086	2,664	86.3	流動負債	290	265	91.4
				負債合計	817	607	74.3
				資本金	17,470	16,938	97.0
				自己資本金	12,964	12,964	100.0
				借入資本金	4,507	3,974	88.2
				剰余金	1,271	969	76.2
				資本合計	18,741	17,907	95.5
合 計	19,558	18,514	94.7	合 計	19,558	18,514	94.7

四捨五入のため合計が合わない場合があります。

5 事業別の需要予測

(1) 水道用水供給事業

平成23年4月から北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)の全部給水開始による増加と志摩市水道事業一元化による減少との差し引きで約600万 m^3 減少する見込みであることから、平成23年度以降は、約7,500万 m^3 前後で推移するものとしています。



事業・水系別需要予測

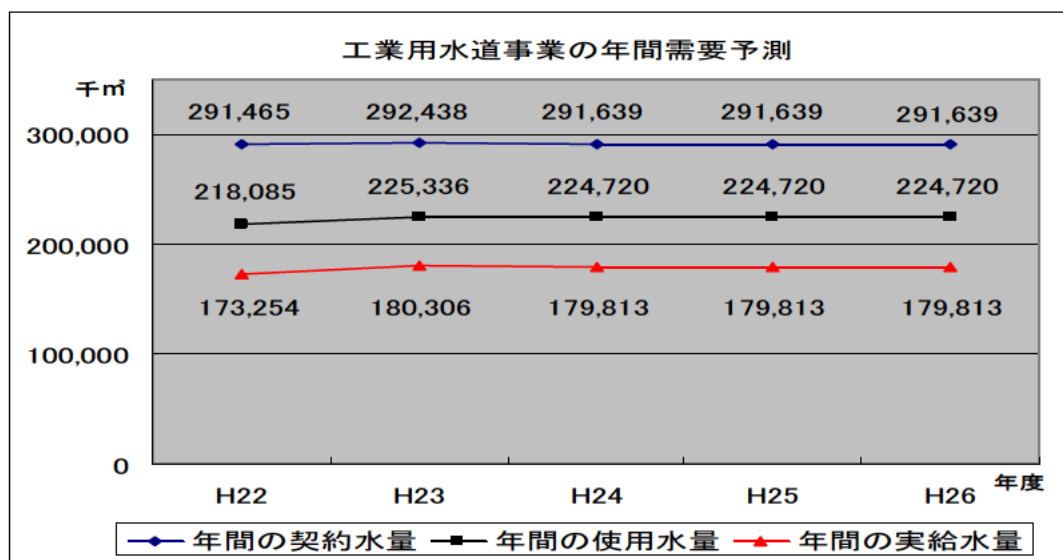
(単位:千 m^3)

事業・水系別		年度	H22※	H23	H24	H25	H26
北中勢	北勢系	木曾川	15,093	12,891	13,100	13,028	13,063
		三重用水	12,067	12,100	12,100	12,067	12,100
		北勢長良	2,479	3,262	3,285	3,276	3,285
	中勢系	長良川	10,702	10,731	10,817	10,762	10,716
		雲出川	11,482	13,254	13,183	13,160	13,144
南勢志摩	南勢系	21,498	23,112	22,691	22,629	22,691	
	志摩系	7,836	0	0	0	0	
計			81,157	75,350	75,176	74,921	74,999

※ 平成22年度の給水量については、現時点(最終補正予算ベース)の見込を計上しています。

(2) 工業用水道事業

工業用水の需要は、新規ユーザーの確保に努めていますが、近年の産業構造の変化などにより、水需要も横ばいか微減傾向であることから、今後4年間の基本水量^{*1}及び使用水量^{*2}は、概ね横ばいと予測し、平成22年度末の実績をもとに、基本水量は約2億9,200万³m、使用水量は約2億2,500万³mで推移するものとしています。また、実給水量^{*3}は過去の実績をもとに、約1億8,000万³m前後で推移するものとしています。



※1 基本水量：1日の各時間において使用する水量の最大量に24を乗じて得た1日当たり水量を1年間分積み上げた水量

※2 使用水量：一日当たりの基本水量から一日当たりの休止水量を減じて得た水量を一年間分積み上げた水量。

なお、休止水量の変更時期は、年2回となっています。(5月、11月)

※3 実給水量：1年間でユーザーに給水する水量

事業別需要予測

(単位:千³m)

事業		年度	H22※	H23	H24	H25	H26
北伊勢	基本水量		267,292	268,220	267,487	267,487	267,487
	使用水量		195,483	202,837	202,283	202,283	202,283
	実給水量		155,815	161,841	161,398	161,398	161,398
多度	基本水量		3,650	3,660	3,650	3,650	3,650
	使用水量		3,554	3,640	3,630	3,630	3,630
	実給水量		3,076	3,660	3,650	3,650	3,650
中伊勢	基本水量		6,471	6,467	6,450	6,450	6,450
	使用水量		5,619	5,497	5,482	5,482	5,482
	実給水量		4,157	4,297	4,285	4,285	4,285
松阪	基本水量		14,052	14,091	14,052	14,052	14,052
	使用水量		13,429	13,362	13,325	13,325	13,325
	実給水量		10,206	10,508	10,480	10,480	10,480
合計	基本水量		291,465	292,438	291,639	291,639	291,639
	使用水量		218,085	225,336	224,720	224,720	224,720
	実給水量		173,254	180,306	178,813	178,813	178,813

※ 平成22年度の実給水量については、現時点(最終補正予算ベース)の見込を計上しています。

(3) 電気事業

① 水力発電事業の供給予測

水力発電は降雨などによって発電量の変動し、予想し難いことから、過去30年間の供給電力量の実績をもとに約3億kWhで推移するものとしています。

【発電所別供給電力量】

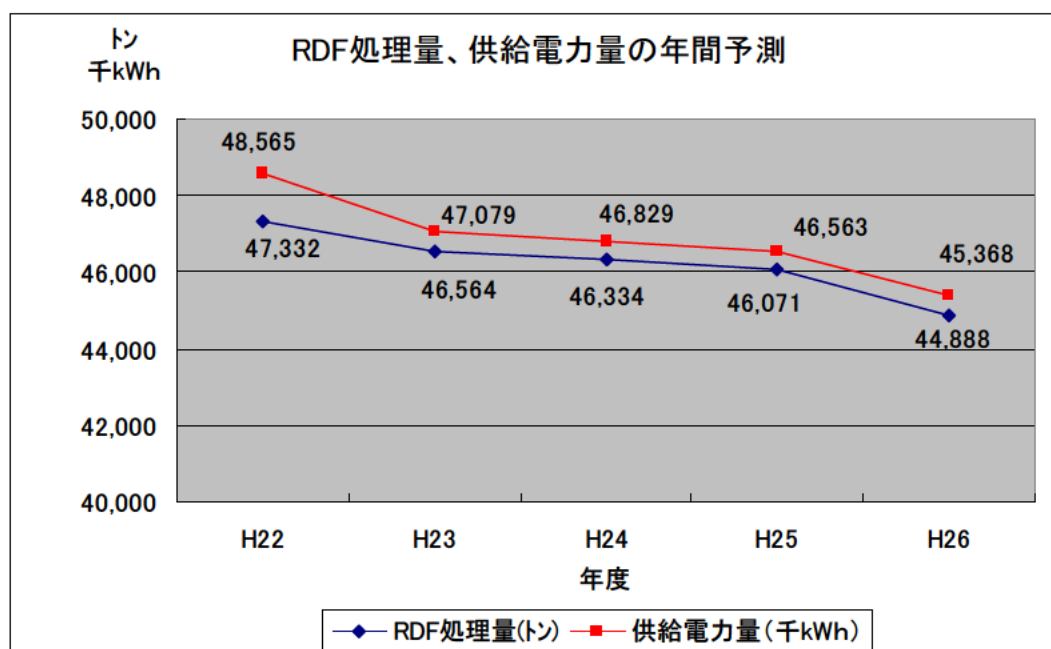
年度 発電所名	平成22年度実績見込※ 供給電力量(千kWh/年)	平成23～26年度の予測 供給電力量(千kWh/年)
長	14,044	12,923
宮川第一	78,008	71,617
宮川第二	100,624	91,402
宮川第三	55,140	51,124
三瀬谷	18,910	21,180
青蓮寺	7,553	7,073
大和谷	13,238	13,132
蓮	12,985	11,943
青田	6,822	10,193
比奈知	6,167	6,036
計	313,491	296,623

※ 平成22年度の供給電力量については、現時点(最終補正予算ベース)の見込みを計上しています。

② RDF焼却・発電事業の供給予測

各RDF製造団体から提出された将来のRDF処理委託量の見通しをもとに、各年度のRDF処理量は約4万6千t/年で推移するものとしています。

このことにより、供給電力量は約4,600万kWh/年としています。



※平成26年度は、上記に加えタービン点検で約450tのRDFを外部処理する予定です。

6 各事業の料金

(1) 水道料金

料金体系 基本料金及び使用料金からなる2部料金制

算定期間 5年(原則)

算定方法

- ・基本料金(円/m³・月)

算定期間中の起債などの支払利息や減価償却費など施設整備に要した資本費を契約水量で除して算出

- ・使用料金(円/m³)

算定期間中の人件費・動力費・薬品費などの営業費用(維持管理費)を使用水量で除して算出

料金の推移

事業別			平成15～16年度	平成17～20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～26年度	
北勢 中北勢	雲出川水系	基本料金	380	470	470	1,000	1,000	
		使用料金	39	39	39	39	39	
	長良川水系	基本料金	2,060	2,030	2,030	1,000	1,000	
		使用料金	60	39	39	39	39	
	木曾川用水系	基本料金	1,020	680	680	670	670	
		使用料金	39	39	39	39	39	
	三重用水系	基本料金	3,300	3,300	3,300	2,930	2,930	
		使用料金	75	65	65	39	39	
	長良川水系	基本料金	1,400	1,400	(3,130) 1 1400	(3,130) 1400	(2,750) 2,560	
		使用料金	39	39	39	39	39	
	南勢 志摩	志摩系	基本料金	1,320	1,290	1,290	1,070	-
			使用料金	60	39	39	39	-
南勢系		基本料金	1,320	1,290	1,290	1,070	1,070	
		使用料金	60	39	39	39	39	
伊賀	基本料金	-	-	1,600	-	-		
	使用料金	-	-	65	-	-		

基本料金の単位は、契約水量m³当たり月額、使用料金の単位は、使用水量m³当たり。その他、全水系において180円の超過料金(単位は超過使用水量m³当たり)を設定している。

1 北勢系長良川水系の()内は亀山市の区域に係るもので、平成21年7月1日より施行。

(2) 工業用水道料金

料金体系 基本料金及び使用料金からなる2部料金制

算定期間 3年

算定方法

- ・基本料金(円/m³)

算定期間中の固定的経費(起債などの支払利息や減価償却費など施設整備に要した資本費や人件費等)を契約水量で除して算出

- ・使用料金(円/m³)

算定期間中の変動的経費(動力費や薬品費などの営業費用)を使用水量で除して算出

④料金の推移

単位：円/kWh

年度		平成2～4年度	平成5～11年度	平成12～17年度	平成18～21年度	平成22年1月～24年度
北伊勢工業用水道	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	15.5
	使用料金	3.4	3.5	3.5	3.0	3.5
	超過料金	39.8	41.0	41.0	40.0	38.0
多度工業用水道	基本料金	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
	超過料金	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
中伊勢工業用水道	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	21.3
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
	超過料金	45.0	46.4	46.4	46.4	46.4
松阪工業用水道	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1
	超過料金	28.0	29.0	32.0	32.0	32.0

(注) 平成2年度より料金体系の変更を行った。

(3) 水力発電事業の売電料金

①料金体系 定額制(基本料金)及び従量制(電力量料金)からなる2部料金制

②算定期間 2年

③算定方法 原価を算定する期間内に、人件費・修繕費・減価償却費などの卸供給を行うために必要な営業費用に適正な利潤(事業報酬)を加えた額を卸供給料金として算出

④料金の推移

単位：円/kWh

年度	H17、H18	H19、H20	H21	H22	H23
料金制度	定額+従量 (85%+15%)	定額+従量 (84%+16%)	定額+従量 (84%+16%)	定額+従量 (85%+15%)	定額+従量 (83%+17%)
基本料金	6.86	6.49	6.28	6.89	6.07
電力量料金	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
平均単価	8.06	7.69	7.48	8.09	7.27

定額制：供給電力量の多少にかかわらず一定額の料金とする制度

従量制：供給電力量当たりの単価に応じた料金とする制度(1.2円/kWh)

定額+従量：定額制(基本料金)と従量制(電力量料金)を組合せたもの

7 第2次中期経営計画期間中の主な耐震化対象施設

(1) 水道用水供給事業

主要施設：2箇所

対象施設	実施予定年度
高野浄水場沈殿池(1系 耐震目地)	H23
高野浄水場沈殿池(2系 耐震目地)	H24

水管橋：9橋

対象施設	実施予定年度
内部川水管橋	H22～23
鈴鹿川第1水管橋	H23～24
鈴鹿川派川水管橋	H25
藤が丘水管橋	H26
雲出川水管橋	H25
五十鈴川水管橋	H23～24
宮川水管橋	H24～25
櫛田川水管橋	H25～26
沼木水管橋	H25～26

(2) 工業用水道事業

水管橋：17橋

対象施設	実施予定年度
〔二期〕	
揖斐川水管橋	H24～25
嘉例川水管橋(後期)	H23
朝明川水管橋(後期)	H21～23
三滝川水管橋(前期)	H23～24
三滝川水管橋(後期)	H23～24
三滝新川水管橋(前期)	H24～25
鹿化川水管橋(前期)	H23～24
鹿化川水管橋(後期)	H23～24
天白川水管橋(前期)	H24～25
天白川水管橋(後期)	H24～25
〔三期〕	
鹿化川水管橋	H23～24
天白川水管橋	H24～25
〔四期〕	
内部川水管橋	H22～23
鈴鹿川第一水管橋	H23～24
鈴鹿川第二水管橋	H23～24
鈴鹿川派川水管橋	H25
〔中伊勢〕	
相川水管橋	H24

主要施設：9箇所

対象施設	実施予定年度
〔二期〕	
千本松原取水所（建屋）	H18～23
千本松原取水所（取水暗渠）	H18～23
千本松原取水所（ポンプ井）	H18～23
野代導水ポンプ所（建屋）	H25
野代導水ポンプ所（沈砂池）	H25
野代導水ポンプ所（ポンプ井）	H25
沢地浄水場（混和池）	H24～25
沢地浄水場（沈澱池）	H24～25
沢地浄水場（配水池）	H24～25

(3) 電気事業

主要構造物(導水路)及びその他施設：2施設

対象施設	実施予定年度
大和谷発電所涼石橋	H23
三瀬谷発電所クレストゲート巻上装置	H24～25

8 浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託実施計画

		(H19～)中期経営計画		二次中期経営計画					
		(H19～)長期経営ビジョン							
事業区分	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28年度
工業用 水道事業	運転監視業務	包括的な民間委託実施済			包括的な民間委託を拡大				
	維持管理業務 <small>施設の保守点検など</small>	単独外部委託			単独外部委託(環境整備業務など)				
		【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用など)							
水道用水 供給事業	運転監視業務	北勢、南勢水道事務所 浄水場の運転管理業務の 民間委託実施済			中勢水道事務所 運転管理業務の民間委託を開始			全浄水場に 包括的な 民間委託を拡大	
					北勢、南勢水道事務所 包括的な民間委託を開始				
	維持管理業務 <small>施設の保守点検など</small>	企業庁職員による管理			企業庁職員による管理				
		単独外部委託			単独外部委託(環境整備業務など)				
		【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用、水道法上の水質検査など)							

9 企業庁の施設位置図



10 企業庁のあり方に関する基本的方向について（平成19年2月14日）

地方公営企業を取り巻く環境は事業を開始した時点に比べて大きく変化し、人口の減少や市町村合併の進展など様々な社会環境変化が起こっており、それらへの対応が求められている。一方、制度面では指定管理者制度や地方独立行政法人の活用など多様な主体による管理、運営の経営手法が可能となってきた。

このような動きに対応するため、企業庁においては、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に提言が行われたところである。一方、これと並行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から私に対し、「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされたところである。

このような経緯を踏まえ、平成18年3月の「みえ経営改善プラン」において、企業庁の経営形態等将来のあるべき姿について基本的な方向を示すことを公表し、その検討のため、平成18年6月に「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」と言う。)を設置したところである。

この検討委員会に対し、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討していただくようお願いし、1月24日に最終報告がなされたところである。

検討委員会では、企業庁の将来のあるべき姿について「新しい時代の公」の下での「県が担う領域の判断基準」を踏まえ、県民の目線に立ってしっかりと検討され、10年後を見据えた結論をいただいたと認識している。このため、企業庁が行っている三事業の経営形態については、検討委員会の報告を尊重し、以下の方向で進めるものとする。

1 水道用水供給事業の経営形態のあり方

(1) 民間的経営形態の導入

技術管理業務の包括的な民間委託の導入

水道用水供給事業は、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、県と市町の役割分担を検討のうえ、市町への一元化が当面对象とならない地域については、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている工業用水道事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

(2) 市町との役割分担

1市への供給を行っている地域については、より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入体制を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。

2 工業用水道事業の経営形態のあり方

(1) 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

工業用水道事業は、国土保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている水道用水供給事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

(2) 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

3 電気事業の経営形態のあり方

(1) 水力発電事業の民間譲渡

電気事業は、水力発電が再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるが、水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。このため、譲渡額の精査、譲渡先の検討、譲渡方法などの検討を進め譲渡方針を整理するものとする。

(2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

なお、上記の条件を満たすことが困難な場合は、再度、対応策を検討する。

(3) RDF焼却・発電事業の今後のあり方

モデル事業として企業庁が実施しているRDF焼却・発電事業は、水力発電事業の附帯事業である。本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとする。

「三重県企業庁第2次中期経営計画」

(平成23年度～平成26年度)

平成23年3月発行

編集・発行 三重県企業庁

お問い合わせ先 三重県企業庁企業総務室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2822

FAX 059-224-3045

E-MAIL kigyok@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>



クリーンな水と電気をお届けする
三重県企業庁

